

反動的に出現する。しかし最も不愉快なのは、ヤジることを唯一の仕事とし、しかもそれを楽しんでゐる様が、その自己満足の顔にありありと見える手党議員の喧騒である。しかしこれを委員長は制止しようとしなない。それを制止するならば、手党は一步論理性に近づかなければならぬからである。そして彼らはそれをおそれる。質問に対して政府側の答弁者に要求されるものは、論理性ではなくて、論理を無視し、これを聞き流す図太さである。これが国民の運命を左右する問題の審議というものであろうか。こうした審議以前の審議が続けられていつて、やがては審議の打ち切りか、単独審議の形で多数の専制にものを言わせて通過させるのであろうか。もしもそれがねらいであれば、ここには議事堂はあつても議会はなく、委員会や本会議はあつても議案主義はない。休日のとき私の前にすわつた面家の某氏は、日本で総理大臣ぐらい楽な職業はないでしようかとわれわれに漏らした。われわれは笑つたが、それは言い知れない憤りを表わしてゐた。こう言つておられます、私は別にあなた方だけを責めようとは思いません。私たちも注意して、できるだけ事実上即した質問をするようにいたします。しかし、どうぞあなた方も、言葉の魔術を弄したり、論理をすりかえたりして、客観的な事実を鈍らせることがないように、これが質問を始めるに際しての私の第一のお願いであります。

さらに、他の一つは、条約という、客観的に、かつ、厳格に検討していかなければならぬもの、すなわち、日本国が今後十年間もこれによつて拘束

されていくこの新安保条約の審議に際して、不確定的な要素や希望的観測を導入してはならないと考えることでもあります。総理や外相は、とすると、信頼と協力に基づいた日米関係という言葉をお出しになり、説明の具に供されるのでありますが、信頼と協力は確かに望ましいものであります。そして今後米國との関係においてかくありたいと願われることは、あなた方の御自由であります。しかし、そのことをもつて条約の不備を補う材料にされるようなことはあやまちだと私たちは考へます。これらの点についてお願いをいたしますと同時に、総理の御見解を伺つておきたい、このように考える次第です。

○岸國務大臣 私、審議を通じて常に申しておることであり、また、私自身がそういふ信念に基づいて実は審議に当たつておるわけでございます。言うまでもなく、この国会を通じて、重要なこの安保条約に対する各種の疑問なり、あるいは意見の相違というようなものに對して、政府の所信を明らかにして、國民の理解と支持によつて、このわれわれが提出しておる条約の御承認を得たい、それについては、全力をあげて従来通り努力するつもりでございます。もちろん、こうした条約、特に日本にとつては、日本の安全保障の問題でございますし、また、アメリカ側から申しまして、今度の条約において、アメリカが日本を防衛するところの義務を明確にいたしておる問題でございますから、すべての國際條約がそうでありますけれども、特にこの條約について日米間の眞の理解と、そして信頼というものの上にわ

れわれが協力していくことが、この條約を締結した理由もそこにありますし、また、將來の運籌の基礎もそこに置かなければならないことは、言ひ待ちません。これは、私は、この條約の性質からいつても、まさにそうなければならぬと思ひます。それを初めから疑つてかかるということは、われわれのこの條約に対する態度として考へるべきものではないと思ひます。しかしながら、同時に、いたずらにわれわれが希望的な考へだけでも、客観的な事實やあるいはいろいろな具體的問題に關して、それでもつてすべてをおおひ尽くすという考へは、私ももつておりません。従つて、十分一つ、御質問に對しましては、今言つたやうな心組みでもつて私も答へいたして審議を尽くして参りました、かように考へております。

○飛島田委員 いつもの通りのお答へであります。そういうお答へを伺つておりますが、ついで聞かでものを伺わなければならぬと申します。これは、信頼と協力などという美しい花言葉で飾つて、實質的な問題をカバーしていかうとする態度は、いろいろな点に現れております。その著しい一つの例を申し上げてみますと、事前協議に關するアイク大統領と總理との共同コミュニケであります。この共同コミュニケについて、これは條約ではない、こういうことは先般御答へになりました。しかし、もし條約ではないといふならば、信頼と協力という花言葉を除いてしまつて、このコミュニケはどれだけの法的拘束力を持つてゐるのか、こういう疑問が出てくるわけであり。この共同コミュニケの中には、日本の意思に反しては、事前協議にアメリカだけの考へ方を押しつけませんといふやうなことが書いてあるはずであります。そしてこれは非常に重要なポイントであります。この重要なポイントが、共同コミュニケといふものの中に盛り込まれてゐる。一体、この共同コミュニケといふのは、どれだけの法的拘束力を持つてゐるものでしょうか。これから一つ教えていただきたいと思います。

○岸國務大臣 もちろん、この共同コミュニケといふものは、私は、政治的な意義が重大であつて、法律的な、條約的な効力といふものを持つてゐるものだと考へておられます。ただ、この事前協議の問題は、実は交換公文に對して、事前協議の主題とするといふことの法律的な解釈として、當然、日本が、事前協議の場合において、イエスと言ふ場合、ノーと言ふ場合があつて、ノーと言つた場合において、アメリカ側においてその意思に反して行動しないといふ兩國の了解のもとに交渉が進められておるのであります。法的には、私は、交換公文の解釈が當然兩國を拘束するものだと思ひます。コミュニケ自身は、その交換公文によるところの法的効力を、政治的にさらに確認したといふことにおいて意義がある、かように考へております。

○飛島田委員 そういふ解釈が、一体アイク大統領の次の大統領、さらにはその次の大統領、さらにはその次の大統領まで拘束していくものでしょうか。やはり私は、こういう非常に重要な問題、しかも、あなた方がこの新安保條約を國民の前に提示されるに際し

て、この点を最も大きな問題としてアピールせられたこの問題を、そうした法的な拘束力のない共同コミュニケのやうなものに持ち込んで、そして信頼と協力、こうした言葉で飾られようとする、ここに、私は、出発点から問題がありはしないだろうか、こう思ふわけですが。ことに、大統領のこうした声明といふものがどの程度の拘束力を持つつかといふ点について、最近アイク大統領御自身が、自分でその限界を明確にせられました。核実験のモラトリアムについて宣言を出しましたが、この宣言に關して、記者会見でアイク大統領は、この宣言の期間、その期間が私の大統領任期終了後にわたるやうな場合には、その効力をその後も持続させるためには、私の後継者が停止に關する再確認を行なうべきだ、こういうふうにはつきりおっしゃつて、自分が宣言あるいは共同コミュニケ等について述べたことは、自分の任期中だけしか拘束力がないといふことを明確にせられました。あなたは、そのことをある程度先に勘ぐられながら、交換公文の解釈といふ問題の中に逃げ込みようとしておる。しかし、その解釈といふものは確定したものではありません。交換公文の解釈は、この共同コミュニケで確定するのでしょう。もしそうだとすれば、その重要な共同コミュニケが法的な拘束力もない、アイク大統領の任期の期間だけしか、最大限限つても拘束力のないものに持ち込んでしまふ。こういう点に相當問題がありはしないだろうか。國民は何べんもそのことを考へて、この国会でもわれわれの同僚がみんな、なぜこの問題を本文の中に差し込まないのだという御質問を

て、この点を最も大きな問題としてアピールせられたこの問題を、そうした法的な拘束力のない共同コミュニケのやうなものに持ち込んで、そして信頼と協力、こうした言葉で飾られようとする、ここに、私は、出発点から問題がありはしないだろうか、こう思ふわけですが。ことに、大統領のこうした声明といふものがどの程度の拘束力を持つつかといふ点について、最近アイク大統領御自身が、自分でその限界を明確にせられました。核実験のモラトリアムについて宣言を出しましたが、この宣言に關して、記者会見でアイク大統領は、この宣言の期間、その期間が私の大統領任期終了後にわたるやうな場合には、その効力をその後も持続させるためには、私の後継者が停止に關する再確認を行なうべきだ、こういうふうにはつきりおっしゃつて、自分が宣言あるいは共同コミュニケ等について述べたことは、自分の任期中だけしか拘束力がないといふことを明確にせられました。あなたは、そのことをある程度先に勘ぐられながら、交換公文の解釈といふ問題の中に逃げ込みようとしておる。しかし、その解釈といふものは確定したものではありません。交換公文の解釈は、この共同コミュニケで確定するのでしょう。もしそうだとすれば、その重要な共同コミュニケが法的な拘束力もない、アイク大統領の任期の期間だけしか、最大限限つても拘束力のないものに持ち込んでしまふ。こういう点に相當問題がありはしないだろうか。國民は何べんもそのことを考へて、この国会でもわれわれの同僚がみんな、なぜこの問題を本文の中に差し込まないのだという御質問を

申し上げております。従って、私は、この点についてそうくどく伺うつもりはありません。ただ、信頼と協力の関係というより花言葉で問題をずらし、この点について御注意を申し上げる、こういうつもりで申し上げます。

○岸国務大臣 申し上げるまでもなく、国際間の条約というものは、国内の法律にたいし、それを実現するために刑罰をもつてどうする、という問題ではございませんで、私は、国際間の条約というものの基礎には、この条約を締結した国々の間におけるこの信頼、そしてそれを忠実に守るという国際的な通念がなければ、条約というものは、ある意味からいって、意味をなさないものだ、こういう意味におきまして、これが国際条約におけるこの信頼、あるいは懸念において重大な問題であることは、繰り返して申し上げました。ただ、今おあげになりましたように、大統領が単に自分の行政方針として宣言をするとか、あるいはそういう意味における共同声明においていろいろなことを言っておるといふことは、これはもちろん、私は、その時代によってそれが次の大統領を当然拘束するといふようなものでないことは、これは言うを待たないと思っております。ただ、事前協議の問題にしましては、私は、アイクと私の共同声明においてこの信頼を決定したというようには考えておらないのであります。

この信頼そのものは、すでに両国の交渉の過程において、両国の間において十分に理解され、そういう信頼といふことのもとの交渉がされておりました。ただ、それがいろいろな論議を示

しておりますし、また、いろいろな政治的な点に疑問等が起つておりますことに對して、私とアイゼンハワー大統領がこの問題について話し合つて、大統領がそのことを確認したといふこととでございまして、従つて、問題は、この共同声明そのものが次の大統領を拘束するかどうかというような問題ではなくして、条約の付属文書であり、条約の一部である交換公文の法律的拘束力として、われわれが申し上げてい

ることが、両国の間において意思が一致しており、さらにそれが大統領と私の会談の際にそのことに論及されて、それを再確認したという性質を持つておるものであります。

○飛鳥田委員 まあ私のお願いに始まつた質問でありますから、そう長くを申し上げませんが、ここで私たちの仲間をよく使うことわざを一つ皆さんに申し上げておこうと思つて、それは、ヨーロッパあるいはアメリカ等においては、契約に始まつて友情に終わるといわれます。日本では、友情に始まつてけんかに終わるといいます。どんなに仲のいい信頼と協力の関係にある者でも、一つの約束をいたしますときには、きちつとした契約をする。条約なども、不備のないよう、きちつとしたものを作る。こうしておけば、信頼と協力はますますそれによつて高まつていくわけですから、あとでけんかが出ません。すなわち、契約に始まつて友情に終わるといふのであります。ところが、日本人の間では、ともすれば、なに、お前とおれの関係で水くさいじゃないか、こういうようなこと

で、借金の証文一つも取らずに友情に出发をいたします。しかし、最後はい

ろいようなトラブルが起つて、契約書も何もきちつとしておりませんために、けんかに終わる。そして特にそれは激しい憎悪を持つたけんかに終わる。友情に始まつてけんかに終わる、こういうわけです。すなわち、ヨーロッパの人々と私たちの気質の違いではありましようけれども、この安保条約の問題についても、ともすればこの国会でそういう傾きなしとしない。信頼と協力という美しい花言葉の中で問題が処理されていつて、將來問題が出てきたときにどうしますか。信頼と協力といふものは、必ずしも永遠のものではないはずで、国際情勢が変つたり、お互いに政治の担当者も変つたり、幾度かときに信頼と協力が失われることもあるかもしれない。その場合に、きちつとしておかなかつたら一体どうします。共同コミュニケーションなどという、総理御自身もお認めになる、あまり法理的な拘束力のないものの中で、一番重要な問題をきめてしまふ、こういうこと

でいいか悪いか、これはお互いに与党と野党などという問題を離れて、一つ十分御反省をいただきたいと思つて、これは寄り道の質問でありますから、私はもうそれ以上申し上げません。

そこで、私の本日の質問であります。が、私の本日の質問は、二つに限定をしたいと思つて、一つは、事前協議の問題、他の一つは、自衛隊の性格と行動という点であります。しかし、その前に、この両者にまたがり、同時にまた、それらをシンボライズするよう

な一つの問題から伺つていきたいと思つて、

ずいぶん失礼な伺ひ方をいたしますが、先日総理は、極東の範囲には其産園は属さない、こうお答えになりました。この点についてあやまちがないかどうか、もう一度伺ひたいと思つてお

す。

○岸国務大臣 この極東という觀念自身、私がしばしば申し上げておるうちに、不明確な抽象的な概念であることは、飛鳥田委員も御了承のことと思つておられます。われわれが問題とする本条約において、いわゆる日米兩國が関心を

持つてゐる極東の平和と安全といふこの考え方につきましては、いわゆる共同産園の國々が、その力によつて平和と安全を確保しておる地域といふものは、兩國の関心の極東の平和と安全といふ場合の極東といふものには入らない、こういうのが私どもの考えでございます。

○飛鳥田委員 けつこうです。それでは、続いて外務大臣にお伺ひをいたしますが、先般外務大臣は、日米兩軍は一兩軍はと言つてはお互にさわるかもしれないが、アメリカ軍と日本の自衛隊は対等なものとして交渉をする、こういうことを再々お答えになっておられますが、この点もその通り伺つてよろしいでし

ょうか。

○藤山国務大臣 日米兩方、アメリカ軍と日本の自衛隊とが話し合ひをする場合に、決して卑屈になる必要はないのであります。われわれはお互いにそれぞれの立場を守つて、そして対等の立場で話し合ひをすることが必要であり、また適當であらうと考えております。

○飛鳥田委員 わかりました。それでは、続いて防衛庁長官に伺ひますが、自衛隊は海外派兵をしないといふことを再々お答えになっておられますが、これもそのままに受け取つておいてよろしいでし

ょうか。

○赤城国務大臣 そのままに受け取つて下さつてけつこうでございます。

○飛鳥田委員 それでは、防衛庁長官にお伺ひいたしますが、長官はいつからアジア侵略の決意をお固めになりましたか。

○赤城国務大臣 いつからでもアジア侵略の決意を固めたことはありません。

○飛鳥田委員 先日横路さんから最後にお聞きをした点であります。防衛庁は、アジア各地にわたる精密な航空図をお持ちになつていらつしやる、こういうことを長官はお認めになりました。一体、アジア侵略の意図なくして、何のためにアジア全域にわたると言つてもよろしいほどの航空図をお持ちになつていらつしやるのか、これから伺ひたいと思つてお

ります。

○赤城国務大臣 アジア全域ではあります。日本の近辺のアジア等を含めて航空図を作つておられます。これは侵略の意図ではございません。日本の近辺の航空の情勢を知つておく必要があり

ますので、調査をしております。

○飛鳥田委員 伺ひますが、シベリアのカムチャツカ半島やニコライエフスは、日本近辺でございませうか。

○赤城国務大臣 近辺といつても、どこからどこまでというわけにいきませんから、近辺を少し出でるところもありましようけれども、目的が、決して侵略というような目的ではござい

ません。

せん。それは念のため申し上げておきます。

○飛鳥田委員 近辺といつても、なかなか区別がつかない、こうおっしゃるようですが、少し出づつていいるところもあるかもしれない。それじゃ、今一番問題になっております金門、馬祖——この国会でも非常に問題になりました金門、馬祖の、奥地の奥地の奥地、すなわち、雲南省に抜けていく桂林の付近は、日本の近辺でしょうか。

○赤城國務大臣 どうも近辺か近辺でないかというのを議論しても、なかなか結論的には出ませんが、要するに、この間から申し上げておきますように、航空図が日本としてとれるものならば、できるだけ広い範囲においてとっておいた方がいい、こういう立場でありますので、近辺のものをとり始めておるうちに、その近辺からもう少し先の方までとれるようなことがありますが、これも調査しておく、こういうことで調査の中に入っております。こういうことであります。

○飛鳥田委員 近辺という言葉をお使になったのはあなたです。私が出したわけではございません。むしろ私は、ずばりそのもの、中国の大部分、シベリア、満洲を含む航空図をあなたは作っていらつしやるじゃないか、こういうことを申し上げたのです。とりたてからとった、あるいは、調べているうちにわかった、これは日本の国の中ならば、調べておるうちにわかったという話もわかります。しかし、中国や満洲やシベリアというものは、日本国ではありません。ここへどうやって入って、どうやってお調べになったのですか。そういう無責任なことをお

しやると、少なくとも、私たちはこの国会でごまかされても、国民はごまかせませんよ。

そこで伺いますが、自衛隊は、中国の地名だけ象徴的に申し上げますが、大連、北京、天津、石家荘、太原、開封、漢口、南京、上海、桂林、そうして重慶の付近まで航空図をお作りになつてゐる。満洲は、ハルビン、ハバロフスク、チャムス、長春、コムソリス、ニコライエフスク、こういうところまで航空図をお作りになつておる。何のためにお作りになつておるのですか。ただ持ちたいから持った、こういうことでは済まされないで、あなたの方のお隣の庭を測量するのは違いますよ。

○赤城國務大臣 侵略の目的でないということは、先ほどから申し上げておる通りであります。そういう地図をとつて悪いというのではないと思ひます。やはり日本の防衛のために、日本の周辺の航空図等をとることは、これは日本の平和と安全のために当然のことだと思つております。

○飛鳥田委員 それじゃ、防衛庁にお願いをしますが、今私の申し上げておるような地図を一つこの委員会に出していただけないものでしょうか。

○赤城國務大臣 まだ作成中で、正確なものでありません。提出するのは差し控えたいと思ひます。

○飛鳥田委員 作成中で正確でなくても、私たちは戦争をするわけではありませぬから、大体のあなたの方の意図さえ了解できればけっこうです。出していただきましょ。

○赤城國務大臣 提出は差し控えさせていただきます。

○飛鳥田委員 それじゃ、私の方で大体知つておるところを總理、外相、防衛庁の長官に逆にお見せしめしよ。

〔出してもらえ〕と呼び、その他発言する者多し。あなたの方でなぜそういうものを作らなければならぬのか、こういうことを伺つていきたいと思ひますから、出していただきたい、こう私は思ひますが、なぜ出せないのか。もし不備で出せないとおっしゃるのなら、いつごろ完成するのか、出していただきたいと思ひます。

○赤城國務大臣 いつごろ完成するかということも、今申し上げる段階ではございません。それから、先ほどお話しがありました、向こうに入つていつとつたような疑いもありましたようですが、いろいろな資料からとつておるのであります、まだそれがまとまりませんから、提出を差し控えたい、こう思ひます。

〔前にできておると言つたはずだ〕と呼ぶ者あり。

○飛鳥田委員 今、黒田先生が言われるように、この前は横路さんに、できておる、こう言われたはずですが、できておるものをなぜ出せないのですか。〔完成してないのだ〕と呼ぶ者あり。完成してない、してないを私は聞いませぬと申し上げております。

○赤城國務大臣 いろいろまだまとまらぬ点がありますから、差し控えておきます。

〔委員長に要求しなければだめだ〕と呼ぶ者あり。

○飛鳥田委員 この問題は、日本の自衛隊の海外派兵の問題とからみますので、どうしてもここで出していただきたい、こう思ひますが、委員長の方で

一つお取り計らいをいただきたいと思ひます。

○小澤委員長 政府の方で出すことが困難だと一応言つておりますから、後日理事会で相談した上で決定します。

○飛鳥田委員 委員長のお話では、出すことが困難だというお話ですが、しかし、なぜ困難なのか、その点についての理由を説明していただきたいと思ひます。

○小澤委員長 そういふ問題について理事会でよく政府の意見を聞きまして、できるだけ飛鳥田一雄君の要求に応ずるようになつておると思ひます。

〔理事会をすぐ開け〕と呼び、その他発言する者、離席する者多し。

○小澤委員長 飛鳥田一雄君。

○飛鳥田委員 今私の申し上げた自衛隊の航空図について、先般横路委員に對しても、あるとお答えになりました。それから私の今の質問に對しては、これを肯定的にお答えになりました。当然、ある以上は、自衛隊に秘密はないはずですが、従つて、これを国会の委員会に要求するといふことは、決して行き過ぎではない、こう私は考えますので、これをぜひ提出していただきたい。冒頭に私が申し上げましたように、いろいろな美しい花言葉だけで問題の解決をすべきでなくして、われわれは現実的に即して事実の上に立つて事を論ずべきでしよ。従つて、自衛隊がこのような大それた航空図をお持ちになつてゐるという以上は、これをお出しになつていただくといいことが、委員会全般としても、私は望ましいと思ひます。従つて、委員長に、委員会

として、これを提出するように御命じをいただきたい、こう私は考えますので、お願いを申し上げます。

○小澤委員長 ただいまの飛鳥田君の発言につきましては、後刻理事会を開きまして、そして善処することになつたと思ひます。

○飛鳥田委員 それでは、その御決定がありますまで、待たしていただきます。〔それはどういふことだ〕と呼び、その他発言する者多し。——なかなかいろいろな儀式があるらしいやうでございますから、一応防衛庁長官に伺ひます。

くだいよりありますが、なぜこの問題は出せないのか。ただ単に、未完成であるというだけでは、私たちは納得できません。未完成とおっしゃる。未完成とおっしゃる場合には、一枚の地図が未完成である、こういう意味だろふと思ひますが、防衛庁はこの問題について何十枚も地図を現に持つていらつしやるはずですが、他のそれらの地図以外の部分について、まだまだシベリアの奥地とか、中国の奥地、ゴビの砂漠あたりが未完成だとおっしゃるのだらう、こう思ひますので、未完成という御説明だけでは私たちは納得できません。なぜ出せないのか、もう一度伺ひていただきたいやうです。

○赤城國務大臣 くだいよりですが、まだ作成中であります。でき上がつておりません。そういうことでありますので、提出を差し控えたい。

なお、お言葉を返すやうであります。が、自衛隊が大それた考えでというふうにお考えのやうであります。そういうことは絶対にございませぬ。海外派兵というやうなことは全然考へてお

りませんし、大それたというようなお言葉で御質問を受けるのは、私どももふに落ちない点がござりますので、申し上げます。

○飛鳥田委員 問題を出したあとに議論すべきもの、こういうものに導いて行かれようとするのは、私たちが賛成できません。当然、お出しになった上で、それが大それたものであるか、心外であるか、そういうことをお述べになるがよろしい。ともかく、私たちはここでお出しをいただきたい。未完成である、こうおっしゃるのですが、完成したもののあることを私たちは知っておるわけです。完成せられた部分だけでけっこうです。あるいは、未完成とおっしゃるのなら、未完成のままでもけっこうです。お出しをいただきたい。そのお出しにないという理由をもう一度伺わしていただきたい。少なくとも国民は、自衛隊がどんな行動をやっているかを知る権利を持つべきです。

○赤城国務大臣 完成しているという御見解のようであります。私の方ではまだでき上がってはおりません。でき上がっておらぬものを出すというところは、私どもは責任上できかねると思っておりますので、提出を差し控えていただきます。

○小澤委員長 この際、横路節雄君より関連質疑の申し出がありますから、これを許します。横路節雄君。

○横路委員 防衛庁長官にお尋ねしますが、去る四月一日に、私は、自衛隊で地理調査所に命じて航空図というのをお作りになっておりますね、これは御存じですかと言ふと、あなたは、承認しておりますということであつた。

そこで、ただいま飛鳥田委員からお話がありましたように、私は重ねて防衛庁長官にお尋ねしますが、この自衛隊の航空図で、北はカムチャッカ半島の中部、千島全島をひくくする、樺太全島をひくくする、沿海州からシベリアの一部をひくくする、南はフィリピンを全部ひくくする、中国沿岸から朝鮮半島全部、東北地区まで、自衛隊の航空図としてお作りになっておるのはどういふわけですか、こうお尋ねをしたら、あなたは、できれば世界の航空図も作りたいのですが、近くのとこらだけをやっています、こういうふうにお話しになっておる。この航空図はどうかやって作っておるのですか。航空図というのは、明らかに飛行機を飛ばすのに必要なもので、それをきつと乾板に焼きつけてして地図を作っているのじゃありませんか。あなたの方は、航空図は明らかにそうやってお作りになっているのではありませんか。あなたの方では、カムチャッカ半島の中部から、千島列島全部を入れ、樺太全島を入れ、沿海州から、シベリア沿岸から、朝鮮半島から、旧満洲の東北地区から、全部入れてあなたの方ではお作りになっているのではありませんか。そうではございませんか。それでは、何でお作りになっているのです。何でお作りになっているのですかと私は聞いています。

○赤城国務大臣 世界地図を作る場合において、各国から買ってきたものを集めて作ることもありますし、いろいろ地図を作るのには方法があります。そればかりが方法ではないと思ひます。そういうことでありますので、な

かなかむずかしいので、まだでき上がっておりません。

○横路委員 今の長官の御答弁の中で、どこかの国から買ってきたのもありますという事です。しかし、それは買ってきたものもあり、買つてこないものもある、あなたの方で作りになったものもある。あなたの方で作りになったという事になれば、航空機を飛ばして、上空から撮影をして、その航空写真によって作っているのが、今世界のどこでものいゆる航空図の航空図なんです。それは、今から防衛庁の長官は、そうでないと御否定にはならないと思ふ。この点はどうなんですか。世界のどこから買った、どこかの国から譲り受けたものもあるという話です。それから自衛隊のみならず航空機を飛ばして、上空から垂直撮影法によって作ったものもある、そうでございます。私は、あなたの方でどうやってお作りになったかという事を聞いています。今御答弁はそれだつたでしよう。どこかの国から買ったものもある。お答えをいただきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 今申し上げたのは、たとえば世界地図を作る場合において、各国で市販している地図なども手に入れて、それによって世界地図を日本で作ることもありますから、航空図につきましても、そういうような手もあります。そういうことを申し上げたのであります。それから今お尋ねの、日本の飛行機を飛ばして作ったのだらうという事でありますが、もしも日本の飛行機を飛ばしたならば、領空侵犯でやられます。そういうことはありませ

ん。どういふところからという事で

ありますならば、いろいろな方法があります。

やはりそのいろいろな方法について一々申し上げることは差し控えたいと思ひます。

「冗談じゃない」と呼び、その他発言する者あり」

○横路委員 私は二段に分けてお聞きしているのです。この間私は、あなたに、カムチャッカ半島の中部から千島列島全島、樺太全島から沿海州、シベリアの奥地、朝鮮半島から旧満洲の東北地区、台湾から、中国沿岸から中国の奥地、それをお作りになっておるかと言つたら、あなたは作っていると言つたじゃありませんか。そしてさら

に、あなたは私に対してみえを切つて、できるならば世界の航空図を作りたいのだ、こう言つたのです。世界の航空図の話じゃないのです。あなたが現に今地理調査所に命じてあなたの方で作りになっているところの、いわゆる航空自衛隊の航空図は、どうやってお作りになっているのかと聞いたのです。あなたは、そういうことは答弁できないと今言つた。答弁できないわけはないでしよう。あなたがここで言つたじゃありませんか。世界のどこかの国から買ってきたという事もある。買ってきたか、提供されたか、それから航空自衛隊が航空機を飛ばして、上空から航空写真でやっているのが、今の航空図です。それ以外の航空図はないのです。私が聞いていたのは、これからあなたが航空自衛隊でお作りになる全世界の航空図ではないのです。あなたがすでに地理調査所に対して命じた、四月一日に私から指摘した、先ほど飛鳥田君から聞いた日本の近辺

近辺といつても、範圍は広範だ。アジアのほとんどの地域にわたつてこの航空図は、一体どういふようにしてお作りになったのですかと聞いています。重ねて御答弁いただきます。

○小澤委員長 赤城官房長官に申し上げますが、答弁に際しましては、あまりユーモアをたくさん入れないで……。少しくらいはけっこうです

○赤城国務大臣

――と比較したのは適当でなかったと思ひますので、取り消します。

どういふ方法で航空図を作っておるかということですが、先ほどから申し上げておられますように、航空図ができ上がつておるわけじゃありません。今作りつつあるのですが、それにつきましては、いろいろな資料を集めてそれを作りつつあるわけでありま

す。

せることになって、今度の予算にも、航空機修理費の名目で三億六千万を計上している。この改装は、F86Fの頭部の下に、自動連続航空写真機二台をとりつけるものでしょう。これを予算に計上してあなたの方はおやりになっているじゃないですか。この点御否定なさらないでしよ。長官が答えられなければ、防衛局長からでもいいです。長官、これはどうです、今度の予算でやりになっているでしよ。

○赤城国務大臣 確かにF86Fを偵察機にかえるというのを予算にもお願いしております。

○横路委員 その偵察機にかえることについて予算ですでに通っているという事は、今私が申し上げましたように、F86Fに自動連続航空写真機を二台つける、一機の改装費は千九百万円、これは今申し上げましたように一個中隊十八機、この予算ですと聞いているのです。どうです、それでしよ。

○赤城国務大臣 さようでございませう。

○横路委員 今私から指摘したように、現に自衛隊では、F86Fジェット戦闘機については、一個中隊十八機を偵察機に改装するために、いわゆる自動連続の航空写真がとれるようにするために、これを予算に計上しているじゃないですか。これはことしの予算だが、しかし、これとの関連において、四月一日の私の質問から、今の飛鳥田君の質問に対して私もここで今関連しているのだが、あなたの方でどうなっている航空自衛隊の航空図については、いろいろな方法があるとい

うのだが、これはここでは絶対言えないのですか、言えるのですか、ここで一つ答弁してもらいたいと思う。あなたは先ほどここで、どこかその国からそれを提供された—あなた、買ったというふうな話だが、提供された、それからその方法というものは、どういう方法です。どうしてもここで言えないのなら言えない。しかし、この問題については、これが日本の国内の問題ならば、私たちも別にあって問題にしない。少なくとも、国会で、極東の範囲としてここで非常に問題になった、総理大臣が統一見解としてお述べになった範囲のところではない。カムチャツカ半島から北千島全島、樺太、沿海州、シベリア、中国の奥地から全部入っているじゃないか。だから、それについてはどういうようにしてこの航空写真をおとりになったのか、それについてお答えしていただきたいのです。答えられないならば、答えられないでやむを得ないが、どうなんですか、それは。

○赤城国務大臣 先ほどから申し上げましたように、今の予算などをお願いしているようなことで、日本の飛行機がそういうところに行つて撮影するといふようなことは、領空侵犯になりまうから、そういう方法ではとっておりません。航空図というものの複製等もあります。そういうふうなことからいろいろ総合して作つておる、こういうことであります。

○横路委員 そうすると、長官の御答弁はだいたいふはつきりしてきたわけですが、先ほどの、お答えできないというのと違つて、だいたい答えてきたわけですが、それは、航空自衛隊の偵察機に

よるところの航空写真ではないが、どこかの国から提供されたものについてこれを複製しているのだ、そういう意味ですね。重ねて聞いておきたい。○赤城国務大臣 提供されたというのではなく、逆に言えば—逆ではあります、入手の方法はいろいろあります。入手したものによつて複製するということも、一つの手段でございます。

○小澤委員長 この際、暫時休憩をいたします。

午後一時四十分開議

○小澤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告申し上げます。飛鳥田一雄君の資料要求の件につきまして、理事会において協議をいたしました。遺憾ながら意見の一致を見るに至りませんでしたので、委員会としては要求したことができない状態でありませう。

○小澤委員長 飛鳥田一雄君。○飛鳥田委員 なお、実態に入っているいろいろなことを伺いたいと思ひますが、しかし、今の未完成というお言葉について、納得することができません。と申しますのは、あの航空図は、きょう私が持つております写真によりまして、「一九五九年八月調製」となっております。すなわち、昨年の八月にでき、それはすでに航空自衛隊に配付をせられ、しかも、その航空図にのつておる、こういうことであります。一体、防衛庁長官は、御自分の部下が、未完成のあふなつかしい航空図で飛ぶことをお許しになっているのですか。もしそうだとすれば、これは人権じやうりんですぞ。すでに昨年の八月にできている、こういう部分があるわけですから、そのできておる部分を出していただきたい、こう私は申し上げておるわけですが、何も新しいものを出せと言っているわけじゃないのです。未完成というやうなへ理屈をつけて提出を何とか防ごう、こういうやうな考え方をもちになつておることがよくわかりますが、事態は、今申し上げた通りです。一九五九年八月にできておる。ごく具体的に申し上げれば、地図のシート・ナンバーの二八一の中のCの部分です。に使つていらつしやるはずで、いかがでしよるか。

○赤城国務大臣 お話であります、日本国内の航空図ならば、それは国内を飛んでおるのですから、始終その航空図によつて飛行しています。ですから、これは出して差しつかえないと思ひます。先ほどからの話は、国内のでないのがどうかという問題でありますので、この方は、なかなか手が行き届きませんで、まだ十分に自信を持って外へ出せるほどのものになっておりません。でありますので、提出を差し控へさせてもらいたい、こういうことを申し上げておるわけでありませう。

○飛鳥田委員 国内の地図の裏面に、すでに自衛隊が完成をしておる航空図の一覧表が載つておるわけですが、その一覧表を見ますと、非常に広範な部分ができ上がつておることになっておる。たとえば、この中のシート・ナンバーの四九七、これは先ほど申し上げた桂林を含むわけですが、この部分などは、できてすでに配付になっているはずであります。これも調製はたしか五九年の八月の調製ですが、外国の部分だつてできておるじゃありませんか。

○赤城国務大臣 そういふものはまだ配付になっておりません。

○飛鳥田委員 このままで押し問答をしておられます、おそろしくコンキョク問答でしよ。私も、ただこんな点を議論をしておつてもつまみませんから、私の持つておる図面を一応防衛庁長官にごらんに入れます。そうして、これが現実のものであるかどうかを御鑑定いただきますしよ。

〔航空図を示す〕
御説明をします。表に「自衛隊航空図(JJPC)」として「一九五九年八月調製」「(二八一C) 紋別—網走」となつております。もう一枚のものは、

訓練用集成図を作るなどということ
は、軍隊以外にはないのです。これを

○飛鳥田委員 御説の通りです。軍隊における地図は、一種の兵器として取

き筋合いはありません。こうしたものを
お持ちになっているという事とそれ

ます。ところが、金門、馬祖どころか、それから何百キロも奥地に入った

いう意味にはならぬと思います。それから、日本の防衛上必要だということ

は、やはり日本の自衛隊といたしましては、日本の防衛を担当しておるのでありますから、日本の周辺の地図等は、これは必要であります。どの国でも、世界地図を備えたり、近くの地図を持つておられることは、これは当然のことだと思っております。

○飛鳥田委員 他国の地図を持つことが一々しも、これは精密な百万分の一の航空図です。一枚々々が。そういう他国の地図を持つことが当然であるという御説明ですが、一体それは世界に向かって、防衛庁長官は、日本ではない、他国の精密な航空図を持つことが当然であると断言されますか。言えるならもう一ぺん言ってください。

○赤城国務大臣 私は、他国の地図等を持つことは、これは当然だと申し上げたわけでありまして。航空図も、別に違法な形でなければ、世界の航空図も備えておくことは、これは別に悪いことではないと思っております。

○飛鳥田委員 そこで、だんだん核心に触れてきました。違法なものでなければというお話ですが、今はその手段を説明せられておりません。従って、違法であるかないかは、わからないのです。当然長官は、この入手が、この調製が違法でないということの御証明をここでなさらない限り、諸外国から、日本は勝手に他人の国の航空図を持つておられる、こう言われる理由が出てきます。そこで、適法な手段によるということ、明確に一つお示しをいただきたい。

○赤城国務大臣 航空図と申し上げても、何も普通の地図とそう違うわけではございません。普通の地図の上へ、どこからどこへ飛ぶというふうな航空の

関係を記入されておるのでありますから、普通の地図の上へそういう航空路というものを入れることも、一つのこれは航空図であります。そういうふうなことで、いろいろな資料によつて航空図を作つておられる。国内においては、もちろん、先ほどからお話しがございましたように、それは上空から撮影して正しく正確を期するということもありませんが、そのほかの国につきましても、そういうこともできる面もありません。

○飛鳥田委員 今防衛庁の長官は、またとんでもないことをおっしゃり始めました。航空路を通せしめるために、必要とするに必要かもしれない、必要だから、こうおっしゃつた。それでは林長官にお伺いいたしますが、他国の上に勝手に飛行機の飛ぶことを、国際法は許しているのでしょうか、それとも勝手に航空路を引いてしまふというふうなことを一つお答えいただきたいと思つてます。

○赤城国務大臣 私の申し上げたことを誤解されておられるのであります。私は、他国に航空路を開通するということを申し上げたのではなく、世界地図が航空図を作る上において、世界地図があつて、どこからどこへ飛ぶというふうな路線というものを、地図の上に書き込むことがある、こういうことで申し上げたので、他国へ航空路を開通するといふようなことは、申し上げたのとは違います。その点、御了承願います。

○飛鳥田委員 それでは、もう一度くどくど伺いますが、シート・ナンバーの四九七は、こういう航空路を開通するために、あるいはそういうことのために必要なんですか。「開設じゃない」と呼ぶ者あり。開設と言わなければ、訂正いたしまして。航空路を作らぬ、通せしめるとおっしゃつたが、そのために、なぜ中国から雲南省へ抜ける要衝に当たる桂林を含むこの四九七号、これが必要なんですか。

○赤城国務大臣 そういう航空図が必要である必要でないかということ、申し上げたのじやありません。世界地図はどこでも手に入りますから、どこからどこへ飛んでおられるというふうなことがわかります。その世界地図の図面の上に線を引くこともあります。こういうことを申し上げたのであります。

○飛鳥田委員 もう一度くどくど伺いますが、四九七のあたりの航空図によりますと、高登山という名前がついておられます。カオテンシャンと言つておられます。東経百七度から百十三度、北緯二十四度から二十八度、湖南省、広西省、貴州省を含む百万分の一の地図、しかも、昭和三十三年八月に航空幕僚監部で作られておられる。こういうものがなぜ必要なんですか。

○赤城国務大臣 参考のために必要です。

○飛鳥田委員 どうしてもおっしゃらないようです。それじゃ、私たちがとしては、この航空図がどうしてできたのか、こういう点について伺いたいと思つておられますが、その前に、あなたは飛ぶ意思がない、こうおっしゃいます。飛ぶ意思がないものを、何で持つていなければならないか、もう一度、くどいようですが、伺いましょう。

○赤城国務大臣 たとえば、私がほかへ旅行する必要がなくても、世界地図を持つておられるのと同じように、やはり飛ぶ意思がなくても、地図を持つておられることは参考になります。

○飛鳥田委員 観光地図と違ひます。少なくとも自衛隊という軍隊が持つておられるんですよ。観光地図ならば、それはだれでもお持ちになつて持つておられます。ですが、軍隊が持つておられるんですよ。それが、それを、ただ飛ぶ意思がないなどとおっしゃつてみたところで、ナンセンスを拝見します。本図の訂正及び追加に気がついた自衛隊員は、本図にその旨を記入して防衛庁航空幕僚監部に送付されたい、こう書いてあるのですね。飛ぶことを前提にしなければ、本図の訂正及び追加に気がついた自衛隊員は、その旨を記入して防衛庁航空幕僚監部に送付されたいなんて、この地図の備考に書いておく必要はないじやないですか。飛ぶことを前提にするからそういう言葉があるので、すなわち、現に飛んでいる、こういうわけではな

○赤城国務大臣 現に飛んでおられる、飛んでおられるのは日本国内でありまして、飛んでおられるのは日本国内であります。

○飛鳥田委員 だから私たちは、その一例として、四九七の地図をお出しただけだ、こう言つておられるわけですね。中国奥地の地図にも、そのような文句がちやんと記入されているので

す。あなた方が、そうでないとおっしゃるなら、出してごらん下さい。

○赤城国務大臣 私も見ていませんが、飛べないところにまでそういう国内と同じようなことが書いてあるというものが、まだ未完成の証拠でございます。まだできておりませんから、書いてあるのをごさいます。

○飛鳥田委員 そういうふざけた御答弁をなさつて、この場をごまかしてけるなどとお思いになつたら、大へんです。この新安全保障条約の基盤になつておられる自衛隊が、どのような意図を持つて、どのような行動をしようとしておられるのか、こういうことははっきりしなければ、この新安全保障条約の審議に入れないじやないですか。今までは、日米の軍事同盟だと申し上げておられるわけですね。軍事同盟だといふ一つの証拠として、私たちは、ここにこの問題をとり上げておられるのであつて、そんなばかばかしい、寄席へでも行つたような答弁のやりとりをするために、ここにいらぬのではない。もっとまじめに答えていただきたい。はつきりとおっしゃるべきじやないですか。私たちは、この点について何べんでも伺います。あなたがはつきりした御答弁をなさるまで、あしたでも、あさつても伺います。

○赤城国務大臣 まじめに答えておられるのであります。ただ私は、こういう地図を作つておられることが、何か自衛隊が海外派兵でもするか、こういうところまで飛行機を飛ばして爆撃でもするかのような御質問でありますから、そういうことは全くない、そういう前提のもとに申し上げておられるのであります。

そこで、この地図はどうして作っているのですか。さつき横路さんから御質問があって、いろいろな方法、こういふ長官一流の、お得意の答弁があり

ました。いろいろな方法というのは、何と何と何でしよう。

○赤城國務大臣　言葉通り、いろいろな方法であります。

○飛鳥田委員　現に他国の領土の上の航空図を持っていらつしやつて、なぜそういうものが手に入ったのだ、どうして作ったのだと聞かれて、いろいろ答へて済んでしまふ。これは

明らかに、海外派兵、あるいは海外派兵と言わないまでも、偵察機を飛ばしてとつたものと思えないじゃありませんか。この点について、その国の

了解を得ていますか。

○赤城國務大臣　先ほどから申し上げておりますように、偵察機を飛ばしてとるなどということは、これはできないことであります。また、やるべき

ことじやありません。でありますから、それでないということだけを申し上げておきます。(何だと言っているのだ、いろいろの説明をしなれば

だめた」と呼び、その他発言する者あり

○飛鳥田委員 私、何べんも同じことを繰り返すのはいやです。こういろいろななどという言葉で、この問題が

済んでいいものかどうか。少なくとも、他国の領土の航空図をお持ちになつてゐるのです。まず第一番には、違法な方法で行なわれたのではないか

という想定を受けるのは、これは常識でしょう。そこで私が、中国のあるいはソビエトの、朝鮮の了解を得た上で、すかと言つて伺つてみても、この点に

ついではお答えがない。そしていろいろ、これでは、私はもう何べんも何べんも同じことを繰り返して何う勇氣を失います。委員長から一つ、そういういろいろななどという答弁では済まない問題であるというところを、御警告いだだきたいと思ひます。

○赤城国務大臣 朝鮮や中国の了解を得たかどうかということにつきましては、先ほどお答え申し上げましたように、航空機を飛ばして、偵察機を飛ばしてとつたものではない、こういうことを申し上げたことで御了解願いたいと思ひます。(その他の方法は)と呼ぶ者あり)その他の方法につきましては、市場に出ておるものがあります。普通の地図であります。その地図の上に航空路というものを調査した上で、こういうふうな航空路ができておるといふこともあります。そういうふうな、いろいろ資料を集めて、それを総合的に作つた、こういうことでありますので……

○飛鳥田委員 まあ赤城さんも法科でしやうし、私などもそういう系統ですから、科学的なことはわかりませんが、今お渡ししたこれを見て下さい。そんな、いろいろ市場で販売している地図を寄せ集めて作るなんてばかなことを言つたら、あなた、日本の大臣の知能程度を疑われますよ。この地図を一つ見ていただいたって、いろいろな市販の地図を寄せ集めて作つたなんて、だれが言えるのです。これを一つ加藤局長に伺ひましょう。一般の市販の観光図だの何だのを寄せ集めて、こんな精確なものができますか。

○加藤(陽)政府委員 航空に関する地図もいろいろありますことは、御承知の通りであります。たとえば、ICAOで出しておるようなものもございまして、これは相当詳細な航空地図であるように私は承知いたしております。

○飛鳥田委員 ICAOで出している図を防衛庁ではお持ちですか。

○加藤(陽)政府委員 ICAOの航空図も持つております。

○飛鳥田委員 それじゃそれを一つ参考にお出しをいただきたい。これは完成して完つておるものでしやうから、あるいは簡単にとれるものでしやうから、これはお出しに出来ないといふことは、これはお出しに出来ないといふことは、それはそれで比較してみましよう。いかがでしやうか。加藤さん、どうですか。

○加藤(陽)政府委員 ICAOの地図は提出できると思ひます。

○小澤委員 此の際、横路節雄君より関連質疑の申し出があります。これを許します。横路節雄君。

○横路委員 防衛庁の長官にお尋ねしますが、この間、三月三十一日の参議院の予算委員会におきまして、政府側から、自衛隊の行動範囲についていろいろ見解が述べられておりますが、そのときに、わが国の領土、領海、領空ばかりではなしに、公海、公空、航空自衛隊ですから、当然公空までその行動範囲の中には含まれておる、こういうふうに御答弁ありましたが、それで差しつかえございませんか。

○赤城国務大臣 そこまで行動いたしません。

○横路委員 そうしますと、長官にお尋ねしますが、先ほど、飛鳥田委員の質問に答えて赤城さんは、わが国の本土防衛の参考のために必要である、こ

う言っている。そうしますと、今飛鳥田委員から長官のお手元に差し上げましたこの自衛隊航空図の一覧図をもらひたいだけば、その中には、たとえばナンバー一九五というのにつきましては、別に一九五がそこにあるわけですが、それらはいわゆる公海になつておるわけですか。あるいはナンバー一九六、二〇五、二〇六に付いても、領海以外には全部公海です。そうすると、航空自衛隊としては、本土防衛の都合上、あるいは航空自衛隊の行動範囲としては、そこにごさいます一九四、抜けておる一九五、あるいは一九六の、その領海にあらざる公空、その他二〇五、二〇六等のいわゆる領海にあらざる公空につきましては、これは当然航空自衛隊としては行動の範囲になる、こういうふうに確認してよろしうございませぬ。

○赤城国務大臣 法律的にはそうと思ひます。しかし、自衛のために必要な範囲が、やはり公空、公海等においての行動の基準だと思ひます。

○横路委員 今の長官のお話で、何でも、形式上はというのですか、法律上はというのですか。それはその通りですが、しかし実質上はそれと違ふといふのですか、同じといふのですか。私が聞いているのは、公海、公空は航空自衛隊の行動の範囲でございませう。だから、たとえば、今あなたのお手元に差し上げた航空自衛隊の航空図の一覧図によるナンバー一九五、ないですけれども、あるいは一九四、一九六、二〇五、二〇六、二八〇等における公海、公空は、当然航空自衛隊の行動の範囲でございませぬ、こう聞いておるのです。だから、その点はそうなら

そう、違ふなら違ふ、こう答えて下さいます。

○赤城国務大臣 今のこれで見ますると、一九四というの、カムチャツカの方でございませぬ。自衛のために必要な限度においては行動を考へていまして、法律上のいいますか、この公海、公空で行動しても、それは差しつかえないと思ひますが、事実の問題としては、自衛上必要な範囲ではないと思ひます。

○横路委員 今の長官の御答弁ですと、一九四というのは、カムチャツカ半島だ、しかし、領海以外の公海、その上空の公空については、自衛隊の行動の範囲だ、一九六は、これは樺太半島の北部よりもつと先だ、しかし、これはいわゆる公海、公空ですか、当然これは航空自衛隊の行動の範囲、私は、範囲であるといふことについて、は間違ひございませぬでしやう、こう聞いておるのです。その点はどうなんですか。

○赤城国務大臣 公海及び公空ですか——でありますならば、範囲というふうには考えられます。

○横路委員 それであれば、当然、先ほど飛鳥田委員から指摘をされました一九四、一九六、二〇六、二〇五、二八〇、二八一のその領海以外の公海を含む公空、そこは全部航空自衛隊の行動範囲だから、言いかえたら——なるほど海に臨まない大陸の地域は、今の長官のお言葉によつて、あるいは航空自衛隊の行動の範囲でないかもしれませぬ。しかし、一九四、一九五、一九六、二〇六、二〇五、二〇四、二八〇、二八一、二八二、二九二は日本の周辺ですが、二九一、二七九、三八七、

四九一、四九二、四九九、こういうところは、明らかにこれは公海、その上空の公空については、航空自衛隊の行動の範囲であるという御答弁を今あなたしたのだから、そうすると、この地図の今私が指摘したところは、全部これは本土防衛、本土を護るための航空自衛隊としては、当然必要欠くべからざる行動範囲といふことになりませぬか。そうすれば、あるいは飛鳥田委員の指摘した四九七、四九八、四九三、四九四、二八三、二〇三、それだけは一八九、二八三、二〇三、それだけが、あるいはなるほどそこは相手国の、第三国の領土であるから、その領空を侵犯することはない、ないけれども、あとの地域については、今あなたから、公海上空の公空については、航空自衛隊の行動範囲であるといふ、だとしたならば、当然これは本土防衛のために必要な地図だといふことになりませぬか。それでしやう。これは参考図ではなくて、本土防衛のために必要欠くべからざる自衛隊の航空図だといふことに、今私が指摘した番号は、そうなりません。長官、どうです、そうならしめしやう。

○赤城国務大臣 公海、公空は、国際法あるいは法的に、自衛隊の行動範囲として見ても差しつかえないわけでありませぬ。でありますから、今御指摘のところばかりでなく、すいぶん遠くのところまで、あるいはアメリカの近くまで行つてもいいわけでありませぬが、しかし、自衛隊の行動としては、防衛のために必要な、自衛のために必要な範囲に限定されるという制約を、みずから持つべきだと思ひます。今御指摘のカムチャツカ及び千島方面あるいは

樺太方面、こういう方面も、自衛のため必要であるかどうかということから、こういう図を作るか作らないかという点も、考えられるべき問題だと思ひますが、大体自衛のために必要な区域とは思ひます。

○横路委員 長官、いよいよあなたは、それはあなたの本音だと思ひますよ。私は、長官としては当然そういう答弁があるべきだと思ひます。あなたは、今まで飛鳥田委員からなる二、これは全部中国の奥地、二八三は旧満洲の東北地区、二〇三はシベリア地区、だからこの地区は、あるいは参考の航空図であるかもしれない。しかし、その他のカムチャツカ半島から沿海州を含んで、北樺太の北部を含んで、千島列島全部を含んで、台湾からその沿岸を含んで、領海外の公海上の上空の公空は、今あなたが御指摘した通り、これは自衛隊の行動の範囲なんだ。行動の範囲であるということになれば、これは必要欠くべからざる地図になる。必要欠くべからざる地図なれば、これは本土防衛のための参考にならないですよ。必要欠くべからざる地図。

そこで、この点は明らかにになりましたから、次に私はお尋ねしたい。先ほどから長官が、いろいろな……
○赤城國務大臣 防衛のために、こういう御指摘のような公海、あるいは公空等も入るには入りますが、しかし、それが必要であるかどうか、これはまた別個の立場から考えなければならなと思ひます。そういう意味におきましては、これは必ずそこが防衛の範囲

に必要不可欠のものだというわけには参らぬと思ひます。

○横路委員 防衛庁の長官は、これは自衛隊の行動の範囲である、こういうふうに言われているのです。行動の範囲なんですから、防衛庁の長官としては、ふだんから用意されるということが当然なわけですよ。行動の範囲でなければ必要ないですよ。しかし、行動の範囲なんです。その点は、長官から、先ほど行動の範囲である、こういうふうに言われているのですから、その点はその程度にとどめます。

次に、長官、先ほど私の答弁には、初めあなたは、いろいろな、いろいろな、こゝろ言つたけれども、最後にはそのでなしに、ある国から提供されたのではありませんか。あなたは、入手したのだと云う。提供した、入手したというのでは、向こうが積極的にお使いなさいと言つた、それが提供でしょう。入手というものは、積極的にし、こゝろ言つたでしょうから、大体うらはらだと思ひますが、あなたは、そのときに、ある国から入手したのです——長官、航空図というのは、いわゆるどこにもある地図ではないのです。これは全部、先ほど私が指摘したように、あなたの方で現に、F86 F

ジェット戦闘機は、一個中隊十八機を偵察機に切りかえて、それに全部航空写真がとれるように切りかえて、一機何ぼですか、一千九百万ですか、その十八機分三億六千万近くを今度の予算で通したじやありませんか。いわゆる航空図というのは、全部航空写真によつてできたものが航空図なんです。それ以外に航空図はないですよ。それはなるほど、垂直から写して、それを

六〇〇重ねていくという垂直撮影法もありましょ。あるいは、しかし相手国の第三国に対して写す場合に、まさかその上空を飛ばせば領海侵犯になるから、その領海上空の領空ぎりぎりのところによつて、斜めで三十度の角度でとつていくというのもありましょ。しかし、それ以外にありませんか。それ以外に、一般の、いわゆる地形図その他をただ持つてきて、航空写真によらざるものを持つてきて、それをただ線を引くばり、どこからどこなんというものは、今の航空隊の航空図にはないですよ。私のお聞きしたいのは、ある国からあなたに言つたが、どこの国からですか。

○赤城國務大臣 ある国から入手したということは、申し上げておりました。ある国ということは、申し上げておりました。それは誤解です。いろいろな方法で入手しておる。それから航空図というものは、偵察機や何かで上空から写真をとつたものが航空図、これは間違ひだと思ひます。決してそういうものをばかりではございせん。そういうものを、何れも航空機から地上をとつたものが航空図ではございせん。普通の図面の中に航空の路線を書き入れて、この辺は危険地帯だとか、ここからこ

す。今度あなたの方で、一個中隊十八機のF86 Fジェット機を偵察機に切りかえて、それに全部連続式の航空写真がとれるように装置をするのも、どうしてもこの際航空写真でなければだめだからやつておるのじやないですか。

それは昔は、今から二十年くらい前には、そういう航空図があつたかもしれない。しかし今は、少なくとも飛鳥田委員からあなたのところへ指摘して、あなたがごらんいただいたら、この自衛隊の航空図並びに一覧図というものは、そうではない。そうでしょう。だから、あなた、三十五年度で、今までのそんな古いやり方ではだめだから、F86 Fジェット戦闘機を——これは今まであなたの方では戦闘機として作つていたものですよ。それを全部、一個中隊十八機を偵察機に切りかえておるじやありませんか。それは、どうしても自衛隊の航空図として安心して航空できる、しかも、本土防衛に絶対必要なために、その航空写真をもつて作つたものでなければならぬから、やつておるのじやないですか。なるほど、今から十年か二十年前のものは、うだつたでしよ。しかし、現在作つておるもの、これからのものは、この偵察機による航空写真以外にないじやありませんか。そうでなければ何しにやるのです。

○赤城國務大臣 航空機からとつた写真の方が正確でありますから、それによつた方がよいわけでありまして、それはばかりではございせんといふことを申し上げておる次第であります。

て本土の上空を防衛させる、本土防空をさせる、そういう任務であるならば、不正確な航空図で何が役に立ちますか。より一そう正確な航空図、あなたが指摘したように、航空からとつたものが、航空写真による航空図が正確だというなら、当然、あなたのおつしやる本土防空のために、正確な航空写真による航空図——当然、ここに指摘されている一覧図も、自衛隊が作つたのじやないでしよ。あなたがさつき言つたように、複製した、前のどこからか入手したものをただ焼き増してあるんでしよ。複製とおつしやいましたね。先ほどあなたは複製と言ひましたよ。いろいろではないですよ。あなたは最初はいろいろと言つたが、最後の私の答弁は、複製したと言ひました。しかも、それはどこの国から提供されたもの、入手したものを複製したという。言ひましたよ。複製といつたら、あなた、あつちこつちのものを集めたのじやないでしよ。どこからか入手したものを複製、そのまゝ写したんだ、それでしよ。その点どうなんです。最後にはい

ろいろでないですよ。複製ということになつておる。

○赤城國務大臣 それは、国内のやつは上からとつたものでありますから、外のものには入手したものの等の複製もありませんし、そうでないものも、いろいろな資料によつて、間違ひでもあるといけませんから、直して行く、そういう方法もあります。

一

どこからかというのは、どこかの国ですよ。

そこで、長官にお尋ねをしますが、
実はこの地図ですが、二十九年の三月
十五日に、林さんの前の佐藤さんが、
法制局長官の時代に、こう言っており
ますね。向こうの——向こうという
のは、相手国のです。向こうの長距離
砲で、向こうの沿岸から、あるいは向
こうの領土から、こちらに攻撃された
場合に、どうしてもこれをとめなけれ
ば日本の自衛が全うできないという場
合には、その攻撃の拠点について、そ
の根元について実力作用をする、いわ
ゆる反撃をするということも、これは
自衛権の範囲内に入るものだ、こうい
うように考えてよろしいということ
を言っておりますが、その点はどうす
か。その後考えが変わりましたか、ど
うでしょう。何も人の乗っている爆撃
機ばかりでないですからね。

○赤城國務大臣　政府の答弁として、前に答弁申し上げたことは、その後變りありません。

○横路委員　今私が申し上げたのは、ちやうどMSA協定が国会で承認を求めるとき、昭和二十九年三月十五日の外務委員会において、佐藤法制局長官が、しかも、これは与党の佐々木盛雄委員の質問に答えて、時の法制局長官が、今私が言つたように、一向の長距離砲で向うの沿岸からこちらを攻撃して来るといふ場合に、どうしてもそれをとめなければ日本の自衛が全うできないといふ場合には、……その攻撃をとめるのにどうしても必要やむを得ない手段としてその根元をとめるという実力作用は、厳格な自衛権の範囲の中に入るものと考えます。」こういうことを、今

あなたはこれを承認なすったわけだ。
そりますと、航空自衛隊の航空図の

一覽表の二八二あるいは二九一、この沿岸から北海道に対して長距離砲で攻撃をされてきた、その場合には、当然これに対して、その攻撃の拠点に対して、これを攻撃できないようにとどめさせることは、今の自衛隊としては当然自衛権の発動の範囲の中に入る、といううことになれば、この二八一あるいは二九一、この沿岸からくる長距離砲に対しては、その攻撃の拠点に対して、航空自衛隊は当然これに対してその攻撃の拠点にとどめをささなければならぬ、そういうことになりますね、そうすると、先ほどあなたが、航空自衛隊は相手国の領海の上空の領空にまでしか行けないと言うのだけれども、実際には厳格な自衛権の行動の範囲からいって、相手国の攻撃する拠点である相手国領土の上空の領空にまで航空自衛隊は出動して、攻撃の拠点をとどめることができるということになる、そういうことになりますね。それで差

しつかえませんね。

○赤城國務大臣 前に、法制局長官、あるいは前の防衛庁長官、あるいは鳩山前総理等がお答えしておったことについては、変更ありません。これは法理的、抽象的に御答弁申し上げたわけでありました。ただいまのように、どの場所から日本へ攻撃を加えてというふうな、具体的に場所を示して、それがどうするかということにつきましては、私はこれは答弁は差し控えます。

○横路委員 今の長官の、法理的にはということですが、法理論的にはといいますか、法理論的にはといいますか、それは今私が言いましたように、に、相手国の領土から、あるいは相手に

国の領海から、相手国の沿岸から、長距離砲等による攻撃について、その根

元をとどめるようにこちらからやることについては、法律的には、法理論的には、それは自衛権の範囲に入る、こういうことを今あなたは御指摘になった。そこで、私はあなたに一つお尋ねしたいのは、そうすれば、二八二、二九〇、二九一、二九〇——一番北海道に近いのは二八二です。これらの拠点から、北海道に対する攻撃に対して、その攻撃の根元にとどめをさすということは、それは当然今の法理論的、法律的な立場からいって、生まれてくる。そうすれば、この二八二、二九一、二九〇、二八三、その他ひつくるめて、こういう航空図に対しても、決して参考ではなしに、これは日本防衛のために、自衛隊としては当然必要な航空図だということになりませんか。今あなたからそういう答弁がなければ、私はあなたに對してそう聞かないのであります。今法律的に、法理論的には、相手国の沿岸、領土から長距離砲等によって攻撃

をされた場合に、その根元をとどめ

る、そういう実力的な作用に対して、自衛権の範囲だというから、そうすれば、二八二、二九一、その他の地図については、これは参考図ではなしに、日本の本土防衛に、自衛隊のいう自衛権発動のためには、必要欠くべからざる地図だということに私はなると思うが、その点はいかがですか。

○赤城國務大臣 抽象的、法理的には、御指摘の通りだということを再び申し上げております。しかし、今の地図によって指摘しているところは、これは具体的な場所であります。その具体的な場所から攻撃を受けた場合、こ

れをどうするかというような問題は、私は答弁をする必要もないし、これは

差し控えたいと思うわけであります。

○横路委員 長官、今あなたから、具体的なことについてはお答えできないという話だが、しかし、前の私が抽象的に聞いたことについて、長官は、それは法理論的に、法律的には、そのことは正しい、こう言われた。このことは、自衛隊の海外出兵でありませんか。相手の国の領土に対して、相手の国の領空に対して航空自衛隊が出動することは、これは自衛隊の海外派兵ではございませんか。自衛隊の海外出兵ではありませんか。われわれは、自衛隊の出兵とは、今までのあらゆる国会における委員会の質疑応答の中で明らかになっていたことは、わが国の領土、領空はもちろん、公海、公空のことろまでである、こういう答弁で、これが、今までどこまでがいわゆる海外へ出兵の限度である。それが、今あなたには、法理論的には、法律的には、相手の領土から日本に対して長距離砲

等で攻撃される場合に、その攻撃する

根元についてこれをとどめる、そういう実力作用、実力行動、それは自衛権の範囲である、こう言われたことは、それは自衛隊の海外出兵とどこが違うのです。自衛隊の海外派兵と同じでありませんか。だから、法理論的には、法律的には、あなたは、今自衛隊の海外派兵についてはお認めになったということと、何ら変わりはないのですよ。その点はどう違いますか。

○赤城國務大臣　前の答弁にもありますように、独立国として自衛権を持つ以上、座して自滅を待つというのが憲法の趣旨ではあるまい、そういうより

な場合には、そのような攻撃を防ぐのに、万やむを得ない必要最小限度の措

置をとること、たとえば、誘導弾等による攻撃を防御するのに、他に全然方法がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくということは、法的には自衛隊の範囲に含まれており、また可能であると申し上げた、こりうふうになつていますが、しかし、こりうのような事態は、今日においては現実の問題として起こりがたいのでありますして、こりう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって、平生から他国を攻撃するよりな、他国に脅威を与えるよりなことは、憲法の趣旨とするところではない、こりうふうにあります。それからまた、憲法の趣旨からいいます。海外派兵ということはいは許されておりません。あるいは参議院の、自衛隊の創設されたときの決議等によりまして、「自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照し、海外出動

はこれを行わないことを、茲に更めて

確認する。』という決議もここにありますが。こういうことでありますので、法的に、日本が絶対に滅亡するという場合には、そういうこともあり得るということだけを申し上げたので、現実の問題として、また、日本の憲法の建前からして、海外派兵ということはありません。これははっきり申し上げておきます。

○横路委員　長官、あなたは法理論的にも、あるいは法的にも、形式的にも――今あなたが御答弁になった前段ですね。私はこれで三べん繰り返しますが、向こうの長距離砲で、向こうの

沿岸から、領土から、こちらを攻撃してくるという場合に、どうしてもそれをとめなければ日本の自衛が全うできない場合には、その攻撃をとどめるのに、どうしても必要やむを得ざる手段として、その根拠をとどめるという実力行動は、厳格な自衛権の範囲の中に入るものと考えなければならぬ、こゝろに、今あなたもあらためて法理論的にこれをお認めになったわけですから、これは同じく二十九年の三月十五日に、MSA協定に關して當時の下田条約局長も、いわゆる自衛権の発動として、急迫不正な侵害、他に必要ない手段がない、第三番目には必要ない限度において、こゝろに意味において、この自衛権の自衛権の武力行使といふものは、今佐藤法制局長官が言つたことについて、あらためて確認をしていくわけですが、だから、あなたたちが法理論的に、法律的にこゝろにことをお認めにならなければ、いわゆる実体的な問題からいって、なるほど海外派兵は絶対にあり得ないといふことを私は考えるけれども、しかし、あなたは、日本が滅亡するかどうかかわからぬ、そういう場合には、相手の国の攻撃の大きさをいかによつては、当然その実体的な力からいって、いわゆる相手の領土についても、どうしても出兵をしてその根拠をたたかなければならぬといふことを、今あなたは認めめた。日本が滅亡するようになつて、その相手の武力の大きさをいかにいふことは、そのときそのときによつて、相対的な力であるのだ。だから、あなたが、相手の領土に対して、領空に対して、領海に対して自衛隊が出動するといふことを、法理論的に認め

めになつておきながら、これが何で自衛隊の海外出兵でないと云へますか。私は、いづれこの問題については、私に与えられたそのときに徹底的に追及しますが、きょうは航空自衛隊の航空図の関連ですから、私はこれで質問を保留しておきます。

度を超えてはたたけない、そういうものではない、そういう本質論を申し上げたわけではございません。そういう点は、実ははつきりしている、自衛権の本質がそこにある、そういうことでございませう。

は、これはあなたたちの考え方からいって、当然いづゆる自衛権発動のために、日本の自衛のために、絶対欠くべからざるものなんですよ。そんなないかげんなんですよ。参考のものではない。そういう意味で、決してこれは参考という意味ではなしに、航空自衛隊としては絶対欠くべからざるものとしてお作りになつていくもの、こゝろに、私は考えるわけですが、この点については、きょうは飛鳥田委員の質問に關連してですから、あまり長たためていたしませう。

いたします。すなわち、あなた方が地図をお作りになつておられるところは、仮想敵とまで断言し得ないとしても、少なくとも日本の本土防衛のために必要なものといふことを御断定になつた。本土防衛のために必要なもの、こゝろに議論は、当然こゝろを仮想敵、少なくとも何らかの対象としてお考えになつておられることは明らかだと思ふのですが、今までのいろいろな答弁をお取り消しになつて、こゝろに仮想敵の本体を明白になつたのであります、いかがでしょうか。

○林(修)政府委員 だいたいの自衛権の本質論、これは今御引用になりましたが、二十九年の三月でございまして、私の前任者の佐藤さん、本質的な問題をお答えいたしておられます。その後、三十年だつたか、三十一年でございまして、鳩山前内閣総理大臣であるいは當時の船田防衛庁長官がお答えしているところをございまして、その要件として、つまり、自衛権の本質上、自分が死んでしまふ場合にも何もできないといふものではなからう、相手のそのものと必ずしたかなければ自分が死んでしまふという場合に、その相手のものとをたたくことそれ自身は、自衛権の本質である、これはそういう意味で、理論的な点を申し上げたわけをございませう。その方法として、いわゆる海外の領土に出兵するといふことを直接申しているわけではございませう。その方法はいろいろ考えられる。これは日本は現実には持つておりませうけれども、あるいは米軍の協力に待つとか、あるいは日本自身の場合に公海上からのいろいろなやり方もあると思ひます。それは必ずしもすぐにはいづゆる敵国の領土、領海に対する進攻といふことにつながるものではないといふことも、そのときにたしかお答えしているはずでございませう。これはつまり、自衛権の本質論、自分が死んでしまつても相手はたたけない、ある限

○横路委員 だから長官、あなたの話は、だんだん今答弁していくと、自衛権の本質からいけば、座して死ぬよりは相手をとたたくんだ、これが自衛権の本質だと、今あなたは答弁しておられるではありませんか。これからの戦争については、そんな局地的、部分的に終わるようなものでなしに、その民族が破壊するかどうかというものが、これからいけば、当然それは自衛権の海外出兵、あなたはいくらいけれども、自衛隊の本質からいけば、自衛隊の海外出兵といふことが、当然自衛権の本質からあり得るということ、今あなたが言つたばかりです。

は、これはこれで終わりますが、そこで、長官に私は先ほどから問題を三つに分けて聞きました。一つは、日本本土について、航空図については航空写真がある。それから、ずっとここになくさる。それから、あらためて番号を上げさせていただきます、あらためて番号を上げさせていただきます、この公海上の上空の公空については、自衛隊の行動の範囲だ。ですから自衛隊の行動の範囲だから、当然これは必要だ。そして今あなた、さらに林法制局長官にお尋ねして、自衛権の本質からいって、相手国から攻撃されてくる、その攻撃の拠点について当然その根拠をたたく、これも自衛権の本質からいって当然だといふことになつれば、今こゝろ長いことかけて議論しておる自衛隊の航空一覽図といふもの

は、これはあなたたちの考え方からいって、当然いづゆる自衛権発動のために、日本の自衛のために、絶対欠くべからざるものなんですよ。そんなないかげんなんですよ。参考のものではない。そういう意味で、決してこれは参考という意味ではなしに、航空自衛隊としては絶対欠くべからざるものとしてお作りになつていくもの、こゝろに、私は考えるわけですが、この点については、きょうは飛鳥田委員の質問に關連してですから、あまり長たためていたしませう。

分かれておられるときに、一國が、たとえ日本なら日本が、どこの國を仮想敵國として戦争しようといふようなことを考えるのは、ナンセンスでございませう。でありますので、私もさういふ仮想敵國といふものは持つておりません。しかし、日本の侵略を防ぐといふためには、体制を整えるといふのであります。今の地図から申し上げますならば、これは共產国家群も自由国家群もみんな含まれております。でありますから、仮想敵國としての國をとつておられるという御認識はちよつと違つておるのじやないかと思ひます。

○飛鳥田委員 なるほど、この中には台湾が含まれております。それから南鮮が含まれております。だがしかし、今南鮮や台湾を自衛隊が対象にしてものを考へているなどとは、私たちに考へられない。当然、この一覽図を見ていただいても明らかのように、主力は中国、東北地方、ソビエト、これに置かれておることは明らかです。こゝろに、国会において仮想敵を持たないけれども、

○飛鳥田委員 なるほど、この中には台湾が含まれております。それから南鮮が含まれております。だがしかし、今南鮮や台湾を自衛隊が対象にしてものを考へられない。当然、この一覽図を見ていただいても明らかのように、主力は中国、東北地方、ソビエト、これに置かれておることは明らかです。こゝろに、国会において仮想敵を持たないけれども、

は、これはあなたたちの考え方からいって、当然いづゆる自衛権発動のために、日本の自衛のために、絶対欠くべからざるものなんですよ。そんなないかげんなんですよ。参考のものではない。そういう意味で、決してこれは参考という意味ではなしに、航空自衛隊としては絶対欠くべからざるものとしてお作りになつていくもの、こゝろに、私は考えるわけですが、この点については、きょうは飛鳥田委員の質問に關連してですから、あまり長たためていたしませう。

分かれておられるときに、一國が、たとえ日本なら日本が、どこの國を仮想敵國として戦争しようといふようなことを考えるのは、ナンセンスでございませう。でありますので、私もさういふ仮想敵國といふものは持つておりません。しかし、日本の侵略を防ぐといふためには、体制を整えるといふのであります。今の地図から申し上げますならば、これは共產国家群も自由国家群もみんな含まれております。でありますから、仮想敵國としての國をとつておられるという御認識はちよつと違つておるのじやないかと思ひます。

は、これはあなたたちの考え方からいって、当然いづゆる自衛権発動のために、日本の自衛のために、絶対欠くべからざるものなんですよ。そんなないかげんなんですよ。参考のものではない。そういう意味で、決してこれは参考という意味ではなしに、航空自衛隊としては絶対欠くべからざるものとしてお作りになつていくもの、こゝろに、私は考えるわけですが、この点については、きょうは飛鳥田委員の質問に關連してですから、あまり長たためていたしませう。

は、これはあなたたちの考え方からいって、当然いづゆる自衛権発動のために、日本の自衛のために、絶対欠くべからざるものなんですよ。そんなないかげんなんですよ。参考のものではない。そういう意味で、決してこれは参考という意味ではなしに、航空自衛隊としては絶対欠くべからざるものとしてお作りになつていくもの、こゝろに、私は考えるわけですが、この点については、きょうは飛鳥田委員の質問に關連してですから、あまり長たためていたしませう。

分かれておられるときに、一國が、たとえ日本なら日本が、どこの國を仮想敵國として戦争しようといふようなことを考えるのは、ナンセンスでございませう。でありますので、私もさういふ仮想敵國といふものは持つておりません。しかし、日本の侵略を防ぐといふためには、体制を整えるといふのであります。今の地図から申し上げますならば、これは共產国家群も自由国家群もみんな含まれております。でありますから、仮想敵國としての國をとつておられるという御認識はちよつと違つておるのじやないかと思ひます。

は、これはあなたたちの考え方からいって、当然いづゆる自衛権発動のために、日本の自衛のために、絶対欠くべからざるものなんですよ。そんなないかげんなんですよ。参考のものではない。そういう意味で、決してこれは参考という意味ではなしに、航空自衛隊としては絶対欠くべからざるものとしてお作りになつていくもの、こゝろに、私は考えるわけですが、この点については、きょうは飛鳥田委員の質問に關連してですから、あまり長たためていたしませう。

分かれておられるときに、一國が、たとえ日本なら日本が、どこの國を仮想敵國として戦争しようといふようなことを考えるのは、ナンセンスでございませう。でありますので、私もさういふ仮想敵國といふものは持つておりません。しかし、日本の侵略を防ぐといふためには、体制を整えるといふのであります。今の地図から申し上げますならば、これは共產国家群も自由国家群もみんな含まれております。でありますから、仮想敵國としての國をとつておられるという御認識はちよつと違つておるのじやないかと思ひます。

は、これはあなたたちの考え方からいって、当然いづゆる自衛権発動のために、日本の自衛のために、絶対欠くべからざるものなんですよ。そんなないかげんなんですよ。参考のものではない。そういう意味で、決してこれは参考という意味ではなしに、航空自衛隊としては絶対欠くべからざるものとしてお作りになつていくもの、こゝろに、私は考えるわけですが、この点については、きょうは飛鳥田委員の質問に關連してですから、あまり長たためていたしませう。

は、これはあなたたちの考え方からいって、当然いづゆる自衛権発動のために、日本の自衛のために、絶対欠くべからざるものなんですよ。そんなないかげんなんですよ。参考のものではない。そういう意味で、決してこれは参考という意味ではなしに、航空自衛隊としては絶対欠くべからざるものとしてお作りになつていくもの、こゝろに、私は考えるわけですが、この点については、きょうは飛鳥田委員の質問に關連してですから、あまり長たためていたしませう。

分かれておられるときに、一國が、たとえ日本なら日本が、どこの國を仮想敵國として戦争しようといふようなことを考えるのは、ナンセンスでございませう。でありますので、私もさういふ仮想敵國といふものは持つておりません。しかし、日本の侵略を防ぐといふためには、体制を整えるといふのであります。今の地図から申し上げますならば、これは共產国家群も自由国家群もみんな含まれております。でありますから、仮想敵國としての國をとつておられるという御認識はちよつと違つておるのじやないかと思ひます。

は、これはあなたたちの考え方からいって、当然いづゆる自衛権発動のために、日本の自衛のために、絶対欠くべからざるものなんですよ。そんなないかげんなんですよ。参考のものではない。そういう意味で、決してこれは参考という意味ではなしに、航空自衛隊としては絶対欠くべからざるものとしてお作りになつていくもの、こゝろに、私は考えるわけですが、この点については、きょうは飛鳥田委員の質問に關連してですから、あまり長たためていたしませう。

分かれておられるときに、一國が、たとえ日本なら日本が、どこの國を仮想敵國として戦争しようといふようなことを考えるのは、ナンセンスでございませう。でありますので、私もさういふ仮想敵國といふものは持つておりません。しかし、日本の侵略を防ぐといふためには、体制を整えるといふのであります。今の地図から申し上げますならば、これは共產国家群も自由国家群もみんな含まれております。でありますから、仮想敵國としての國をとつておられるという御認識はちよつと違つておるのじやないかと思ひます。

は、これはあなたたちの考え方からいって、当然いづゆる自衛権発動のために、日本の自衛のために、絶対欠くべからざるものなんですよ。そんなないかげんなんですよ。参考のものではない。そういう意味で、決してこれは参考という意味ではなしに、航空自衛隊としては絶対欠くべからざるものとしてお作りになつていくもの、こゝろに、私は考えるわけですが、この点については、きょうは飛鳥田委員の質問に關連してですから、あまり長たためていたしませう。

実質的な仮想敵というものを保持しな
なっている。現に、私は、先般海上自
衛隊の船の進水式に私の秘書をやりま
した。秘書が、案内をして下さった防
衛大学卒業生の、昔の言葉でいえば少
尉に当たる方でしょう、その方に、仮
想敵というものはあるのですかと
聞いて、は、は、教官殿はソビエト
だといって教えて下さいました、こ
う言ったものであります。現に、あなた
の軍隊はそういう教育をし、そして、
同時にまた、こういう地図を持つ、こ
れでは仮想敵というものを保持しな
なっているのが当然だと私は思いま
す。だが、どう言おうと、これは事実
であります。(秘書が言ったんでは話
にならぬよ)とつぶやき、少尉とか、
あるいは秘書とかおっしゃるのです
が、これは日本の国民の一人でありま
す。そして日本の国民の一人でありま
す。ものについてお互いに私たちは対等な
はずです。不規則発言の中に、秘書と
は、あるいは少尉とは、などというお
言葉は慎まれることをお願いします。
ともかく、こういう国民一人々々が十
分考えていかなければならないもの
について、現に仮想敵の現実の行動を
していられ、どんなにきれいに答え
にならうと、だめです。もう一ぺん何
いましょう。

○赤城閣下大臣 再々申し上げており
ますように、仮想敵という概念は、第
二次大戦前あるいは第一次大戦前だ
と思ひます。第二次大戦後におきま
しては、国際連合もできまして、そう
して侵略的な戦争はしない、戦争の放棄と
侵略的なことをしないということ、こ
れが建前であります。でありますか

ら、仮想敵というものがあつた
らば、それを敵として、そこへ侵略し
て、それと戦つて勝つ体制を整えるた
めに仮想敵というものがあつたのであ
ります。侵略するといふ意思を持ち
ません。そういう場合において、仮想
敵といふものを想定する必要があるわ
けでございます。でありますから、
別に仮想敵としてこれと戦争をしよ
うという図を設けてゐるわけではござ
いません。

○飛鳥田委員 頭隠してしり隠さずと
いうことを、私たちは、昔、父親や母
親に言われました。同じ言葉で、今あ
なたに申し上げておきます。こ
そこで総理にお伺いいたします。こ
の一覧図をちょっと長官から見せて
いただいてほしいと思ひますが、この
一覧図に出ておられます航空図の範囲、
これは、この間横路さんやあるいは堤
さんにお答えになりましたところ
は、中ソは、統一見解で、いわゆる極
東の周辺に当たるというお話でした
が、この自衛隊の行動範囲、すなわ
ち、航空図の範囲は、統一見解のい
ゆる極東の周辺に当たるのですか、極
東そのものでありましようか。

○岸閣下大臣 さつきから、私は、防
衛庁長官と飛鳥田委員並びに横路委員
の質疑応答を聞いておたのでありま
すが、この地図についていろいろな御
質問もございましたけれども、政府と
しては、これがすべて自衛隊の行動範
囲であるとか、あるいは自衛隊が将来
航空することを目的としてこれを持
ておるといふような意思を持ってお
らないことは、先ほど来防衛庁長官が申
上げておる通りであります。また、
安保条約で「極東における国際の平和

及び安全」と言つておるその「極東」と
いふものとこの地図とは、何らの関係
がないのでありまして、これは、いわ
ゆる自衛隊が参考として、いろいろな
点から検討を加え、作成中のものでは
ないといふことでありまして、この安保
条約のあつておられます「極東におけ
る国際の平和及び安全」といふ場合の
「極東」とは、何らの関係がございま
せん。

○飛鳥田委員 振り出しに戻つて伺
います。総理は、こういう航空図を自
衛隊が現に作成中であつたことを今ま
で御存じだつたのでしょうか。
○岸閣下大臣 これは承知いたして
おりました。

○飛鳥田委員 しかし、少なくとも、
日本の自衛隊に対して、純粹に自衛の
ものである、この御説明になり、そし
て、海外派兵はいたしませんと御説明
になり、今までやつてこられたわけ
であります。しかし、結果として、現
実にこれはこういう図がほとんど自衛
隊の中で作られていく。それは主観的
に、総理は、今、関係がない、そし
て、その意思がないとおっしゃったの
であります。しかし、客観的にこれ
を見ていけば、何らかの疑いを差し
ささざるを得ないわけですね。こ
自衛隊が先走つてどんどん進んでいく
ことを御存じにならないで新安保条
約を締結される、こういうことをなす
たとすれば、非常にうかつじやない
か、私はこう考えるわけですね。

○岸閣下大臣 自衛隊の本質は、こ
ういふ地図を作成することを検討して
おるとかどうとか、私は、自衛隊の本
質といふものがそれによつて動くとい
ふのではないと思ひます。おそらく、海

上自衛隊も、これは世界の海図を持
ておるのじやないかと思ひます。ま
た、いろいろな意味において地図を
持つといふことも、これは私は、い
ろいろな検討をする意味において持つ
ておることも当然である、別にこれに
よつて自衛隊が本質を変えて、憲法
の規定を逸脱して海外へ出ていくとい
ふようなことを考えておるとは毛頭考
へておりませんし、また、先ほど来防
衛庁長官が申し上げておる通りであ
りまして、何ら自衛隊の本質をこれによ
つて変更するものではございません。

○飛鳥田委員 先ほど私が申し上げ
ましたように、地図は兵器です。従
て、どんな兵器を持つかといふことは、
その軍隊の性格を規定する、こ
ういふことも差しつかえないわけ
です。原爆を持つてゐる軍隊としての
性格を持つてゐるはずですね。
あるいは小銃しか持つてゐない軍隊
は、小銃だけしか持つてゐない軍隊
としての性格を持つてゐるはず
です。竹やり軍隊としての性格を持つ
てゐない軍隊は、竹やり軍隊とし
ての性格を持つてゐるはずですね。
これは、このアジア全域にわたる航空
図を持つてゐるというところが自衛
隊の性格に何ら関係がないなどとい
ふことは、一つの牽強附会の弁にか
さういふのじやないでございませ
う。思ひます。思ひます。こ
ういふ形を現
実に進めながら、新安保条約を結
ばる以上、この新安保条約に対する懐
疑、疑問が起つてくるのは当然であ
ります。また同時に、あなたは、隣
国の中国及びソビエトに対して、必
ずしも刺激するつもりはないし、とも
かく、仲よくやれるならやつていき

たいといふようなことをおっしゃつて
おるわけですね。そういう国際関係を、
こんな行動を自衛隊がやつていくこと
によつて阻害するものではないと思ひ
ます。向こうは向こうで、ど
んな考え方を持つかわからないのじ
やないでございませうか。自衛隊は、
かりに百歩を譲つて、あなたのお考
えになつてゐることを私たちが是認
したとして、少なくとも、あなた
の意図を裏切りつゝある鬼つ子だ、
こゝろいかにいかに思ひますが、
いかでございませう。

○岸閣下大臣 前提の、地図は一つの
兵器だといふことは、私は、比喩とし
て、自衛隊にとつて地図といふものは
非常に重要な意義を持つておるとい
ふことは認めますが、地図をもつて原
爆の一種であるとか、あるいは小銃
や大砲の一種のごとく考えられるとい
ふことは、私は、そういうものではな
かろうと思ひます。従つて、地図を持
つたからといつて、自衛隊の本質がそ
れによつて変わることは私は考へて
おりません。いわんや、この地図の作
成、検討をいたしておることは、先
ほど来防衛庁長官からも申し上げて
おる通りに、日本の防衛を全うして
いくための参考資料として持つて
おるといふこと、こ
ういふお話のうちに、決して、飛鳥
田委員のお話のように、これをこ
ういふふう
に作成しておるから自衛隊といふ
ものの本質が変わつて、憲法を逸脱
するよ
うな行動をする自衛隊になりつづ
つあるといふふうな疑問を持たれる
こと自体が、非常に実態と相い
れないものだ。自衛隊は、あくまで
自衛隊として、憲法及び自衛隊法に
明定しておる目的を逸脱した行動は
絶対にいたしません。

た、い
ろいろな意味において地図を
持つといふことも、これは私は、い
ろいろな検討をする意味において持つ
ておることも当然である、別にこれに
よつて自衛隊が本質を変えて、憲法
の規定を逸脱して海外へ出ていくとい
ふようなことを考えておるとは毛頭考
へておりませんし、また、先ほど来防
衛庁長官が申し上げておる通りであ
りまして、何ら自衛隊の本質をこれによ
つて変更するものではございません。

このことを明瞭に申し上げておきます。

○飛鳥田委員 別にあなたと議論するつもりはありませんが、昔の兵学校なり、あるいは陸軍大学なり、海軍大学で教えておりました教科としては、地図は兵器であるという定義で教えておったはずで、今の自衛隊としても、さうお取り扱いはなっているはずで、ここに保科先生もおられますから、委員会が終りましたらお聞き下さい。

そこで、もつとこの地図について実は伺いたのですが、先ほど加藤局長からかなり重大な御発言がございました。ICAOの地図なら出していい、そういうものを修正して出したものだというお話でしたから、これを出していただいて、ほんとうにそりであるかを確かめた上で、なおこの地図の問題について何うことにさせていただきます。従って、地図の点について、私は、自衛隊が現実にごやうなことをもくろみつつあるということを皆様方にお知らせしたことをもって、きょうは一応終わりといたします。

委員長、それでは一つ加藤さんに再度確かめさせていただきます。

○小澤委員長 今、その話をさせていただきます。

○飛鳥田委員 一体いつ出していただけるか。

○加藤(陽)政府委員 ただいまのお言葉でございますが、私、ICAOを修正して出したという事は申し上げておりません。ICAOの地図は出せるという事を申し上げておるのであります。

○飛鳥田委員 なお、三百代言みたいなことをおっしゃらない方がよいので

す。ともかく、この地図を作った方法は何かと伺うと、いろいろある、こ

うことでした。さらに進んで長官は、日本の飛行機を飛ばして作ったんでないことだけは確かだ、こ

う方法はいろいろある、いろいろな地図を集めて修正して作るのだ、こ

うおっしゃったわけですね。そこで、ICAOの地図をそれではお出し下

さい、こ

うおっしゃったわけですね。そこで、ICAOの地図をそれではお出し下

さい、こ

うおっしゃったわけですね。そこで、ICAOの地図をそれではお出し下

とですが、これに相当する部分を全部出して下さい。

○加藤(陽)政府委員 御希望の地域全般につきましても、調査をいたし

て、後刻提出をいたしたいと思いま

す。

○飛鳥田委員 後刻というのは、いつごろでしようか。

○加藤(陽)政府委員 帰りましてよく調査をして、手配をいたしたいと思

います。

○飛鳥田委員 いつでも調査というこ

とで延びてしまふわけですね。その反

面、政府は、非常に早くこの条約の審

議を切り上げたがっている。こ

う状況ですから、私たちが早く見たいの

です。従って、いつの何時ごろまでに

出せるかという程度のことは、お

しやうか。それではないと、この委員会

の審議というものは進まない。進まな

いことについての責任を加藤さんが

とって下さるならけつこうです。

○加藤(陽)政府委員 御希望の点、よ

く調査いたしまして、後刻提出するよ

うにいたします。

○飛鳥田委員 普通日本語では、後刻

と申しますと、その日のうちのことを

言いますが、一体どうでしようか。

(笑)

○加藤(陽)政府委員 ただいまのこと

でございますが、後刻とは、本日とい

ふには限定してないように御了解

願いたいと思ひます。

○飛鳥田委員 委員長、日にちを切っ

ていただきたいと思います。

○小澤委員長 飛鳥田君に申し上げま

すが、あなたの資料の要求は本日な

さ

が、あなたの資料の要求は本日な

さ

が、あなたの資料の要求は本日な

さ

が、あなたの資料の要求は本日な

さ

ては、これは総理大臣からの御方針で、日本としてはそういう核兵器の持ち込みは認めないという方針でございますから、従いまして、具体的にどういふものが日本に——事前協議で日本がオーケーと言つて入ってくることは考えられないわけでございますが、純粋な理論問題として、これがかりに入ってくるという場合におきまして、それが直ちにここに機密になるとは私は思いません。つまり問題は、どういふ内容の兵器だというのが、むしろここで考えている機密だと思ひます。IRBM、ICBMそれ自身があつかないかということが直ちに機密になるかどうかという問題は、そのときの問題でございます。しかし、繰り返して申し上げますが、この機密の問題は、総理大臣の御方針から申しまして、この問題で日本がオーケーと言うことは普通考えられない、かように考へるわけでございます。

○飛鳥田委員 僕が伺わないことに御答弁をいたして、ありがたうございました。ともかく、この刑事特別法六条、そして別表を見ますと、「防衛に関する事項、防衛の方針若しくは計画の内容又はその実施の状況、部隊の隷属系統、部隊数、部隊の兵員数又は部隊の装備」と、ちゃんとなつておりまして、重要であるか否かを問わないのです。それから「部隊の任務、配備又は行動」こうなつておりまして、配備も行動も限定されておられません。お説のような限定をすべき理由がこの法律のどこから出てくるのか、私は非常に疑問に思ひますが、その他非常に数多くのものを並べ立ててあります。たとえば「艦船、航空機、兵器、

弾薬その他の軍需品の構造又は性能、編制又は装備の現況」こういういろいろなものを含んでおります。従つて、事前協議の対象となるべきものは、きのう堤さんの御質問に対するお答えによつてもわかりますように、かなり大きなもの、たとえば一個師団以上の兵員の移動、こういうことになるのでありまして、これは当然アメリカにとつても重要な機密に属するでしょうし、また、あなた方もその機密を守らなければならぬような状況になるはずで、全部が全部、日本政府がほんぽん発表してしまつて、アメリカはそれでよろしいというかどうか、こういう問題を考へて参りますと、当然事前協議については、刑事特別法、さらにはMSA秘密保護法が適用になる可能性が多い。いや、九九%までそれにカバーされるというのを考へていかなければならぬと思ひますが、どうでしょう。

○林(修)政府委員 抽象的に申せば、この別表にございます通りに、防衛の方針あるいは計画の内容、あるいは部隊の装備、兵員数、そういうものがみな入つております。しかし、第六条を公にしないもの、つまり、合衆国が機密として公にしておられないもの、これを、許されない方法によつてその機密を盗むというものが、このいわゆる機密を侵す罪として犯罪になるわけでございます。具体的な事前協議の問題においては、配置の重要な変更あるいは装備の重要な変更、これについても、あらかじめ公になつておるものでございましょうし、あるいは協議のときに公にすることについて両政府間で合意がで

ければ、もちろん公になります。これはもちろん、第六条の問題にならない。あるいは、問題として部分的に公にする場合もございましょうし、公になつておるというものは、いわゆる周知されておる、一般に秘密とされない、そういう問題であれば、もちろん第六条の適用に入つてこないわけでございます。別表は非常に広く書いてございまして、第六条の犯罪構成要件は、これも飛鳥田委員御承知の通り、いろいろしつぱつたのであります。そういう観点から、事前協議事項は九九%が秘密事項であらう、こういうことは、私は考へられないんじゃないかと思ひます。

○飛鳥田委員 林さんのお話でよくわかつてきました。結局、これを公表していいか悪いかという問題は、アメリカがきめるんだ、こういうことが一つ。それから、もう一つは、両国政府が合意して発表したものを以外は秘密だ、こういうことがわかつてきました。そう伺つておいてよろしいですか。

○林(修)政府委員 合意して発表しなければ秘密だということではございせん。当然に合衆国側であらうかじめ公にしておるものもございせん。そういうものについては、もちろん問題はなないわけでありまして、公にするというものは、積極的に発表しなくても、消極的に、公になつておることを認めておらなければ、これはもちろん公にされておる事項で、一般の知つておる事項、知り得べき事項であれば、この犯罪の問題になつて参りません。従いまして、両政府が合意して、初めて秘密が

解除される、そういうものに限つたものではございせん。

○飛鳥田委員 なぜ、こういうことを私が伺うかと申しますと、事前協議という問題は、政府にとつても非常に重要な問題で、政府が、国民にとつても、また非常に重要な問題です。従つて、国民の世論は、これについていろいろな意見を自由に吐き得る状態にあるべきであらうと私は思つておるのであります。しかし、現実には、いろいろな機密事項、そういうものから、政府の発表したもの以外は、国民の議論の対象にできない、こういう結果が出てくるのではないであらうか。たとえば、新聞等で、いろいろの事情をお調べになつて発表をする、どつこいつた、刑事特別法でひつかけるぞ、こういう形になり、何かの事実を新聞に載せる、どつこいつた、MSA秘密保護法に触れるぞ、こういう形になりやすいのであります。もし、そうだとすれば、国民は事前協議が行なわれたかどうかを知らない。知らないうちに米軍は出動してしまふという形になるでしょうし、また、国民の全然意見を吐き得ない状況で、政府だけがその適否をおきめになるといふ形が出てくるのじゃないだろうか、こういうふうに私は考へるからであります。民主国家である以上、この国の運命をあるいは左右してしまふかもしれない重要な決定に際して、国民は参与することを許さるべきであらう、こう考へます。この点について、総理大臣いかがでしょう。

○岸国務大臣 私は、事前協議の事項については、飛鳥田委員のお話のように、国民も重大な関心を持つておるものだと思います。従つて、この前どなたかの質疑に對しまして、日本政府としては、なるべく協議の際にこれを公表するようになつたように強調するといふようなことを申し上げたと思ひますが、公表することが適當である、また、これに對して国民の批判を受けることが適當である、かように思ひます。

○飛鳥田委員 しかし、現実には、戦術作戦行動といふものは、秘密にしなければならぬものです。公然で、オープンで、ガラス張りの中で、戦術作戦行動なんというものがあつた、それは、私たちが想像できません。ましてや、現在のような段階になりますと、奇襲攻撃、先制攻撃といふものが非常に重要になつてきます。そういう段階でアメリカが事前協議をした、その事前協議の結果を国民に公表する、こういうことを許すのは、すでに事を終つたときに許すだけじゃないだろうか。岸総理は、そういうアメリカ軍の作戦の機密の行動に触れてまで、あえてその事実を公表されるお氣持でしようか。

○岸国務大臣 私は、一切の米軍の作戦行動が協議事項になるとは思ひません。戦術作戦行動のために、日本の基地や施設を使用するといふ場合に、事前協議の対象となるわけでありまして、出ていってどういふ作戦行動をするのか、そういうことの内容まで一切を公表するといふことは、これは今御指摘になりましたように、本質的に公表すべき問題でない、かように思ひます。

○飛鳥田委員 日本は島国ですが、しかし、日本だけが孤立しているわけではありせん。御存じのように、アメ

リカの極東における作戦というものは、ペンタゴンからハワイへ——ハワイで立てられるものです。そして、どうせ事が行なわれる場合には、全アジア的な形で、お互いに関連しながら事が起こるのです。そしてその場合に、日本の施設及び区域を使用して、どう戦闘作戦行動をやるかという問題になるわけでしょう。そりだといいたしますならば、事前協議の対象としてこれを論議する場合に、そうした全戦略的な構想を知らずして、ほんとうの論議はできないわけですね。象のしっぽだけにさわって、ああ、象とはこんなに細いものだといふような、そんな知識しか国民に与えないでいて、事前協議について十分な討論をせよなどといつてみたところで、ナンセンスでしよう。こういうことから考えて参りますと、事前協議における秘密性、こういう問題は、どんなに総理が善意を持って努力をせられても、結果としては、現実としては、事が終わってでなければ国民の前に明らかにし得ない。歴史的な事実として公表をするということができるしないのじゃないだろうか、こういう感じがいたしますが、どうでしょう。

○岸田外相 ただいまお答えを申し上げましたように、一切のことをわれわれは知らなければならぬというようにも考えておりませんし、また、一切のことを公表するというのも適当でないと思ひます。ただ、実際に日本の基地を使用して在日米軍が戦闘作戦行動をするという場合におきましては、極東における国際の安全と平和に対する脅威が存在し、それがついにさういふ事態まで発展するわけでございますし

て、第四条において、われわれは、そういう場合において随時十分な協議を要する、そして、情勢の判断、これに処すべき方法等をわれわれが協議するわけでございます。従つて、今お話しのように、われわれとしては、もちろん協議の対象とし、日本の政府としては、できるだけ情勢を正確に把握すべきことは当然であります。それを、すべて国民の前に明らかにするといふ性質のものではなからうと思ひます。

○飛田委員 この問題について私が神経質になりますのは、刑事特別法の適用をせられた今までの幾つかの事例を知っているからです。たとえば、横須賀のあるクリーニング屋さんは、横須賀の基地に艦隊が入って参りますと、急に忙しくなります。また、出ていってしまふと、すっかりひまになつてしまふ。そこで、あるときに、小幡さんが一日二日休みたいといふので、休ましていかどうかをはつきり知りたいために、ある水兵に、いつごろ艦隊は入ってきますか、ということをお聞きした。すると、米軍の行動を聞いたというので、処罰をされているのです。こんなにも米軍は、そして日本の検察当局は敏感で、厳格です。また、朝日新聞の一九五六年の九月、たしか十一日だったと思ひますが、記事を見ますと、かなり行政協定や米軍の配置についてお書きになりながら、これ以上書くこと刑事特別法に触れるから書けないと、断わり書きをしておられます。これはすなわち、国民に対して事実を知らせられない、少なくとも、新聞社としては、かなりぎりぎりまでお書きになったのでしようが、しか

し、さういふ断わり書きをあえてせざるを得ない。すなわち、それは刑事特別法を意識しておられるからであり、さういふ点から考えてみて、国民世論というものが、実はこの事前協議の中に反映しない、さういふことがあり得るのではないだろうか、さう考えまして、事前協議は秘密に行なわれ、われわれ一般国民が知らないうちに現実に行動は起こつてしまふ、さういふことをおそれるわけであり、今、林さんは、何か非常に刑罰法をゆるく解釈をせられたようであり、しかし、専門家の林さんは、現実には、おなかの中でいろいろな判例を御存じなはずで、さういふ私には、さういふ国民に対してはほとんど秘密に近い、かりに知らされても象のしっぽだけしか知らされないようなこの事前協議について、何らかのチェックをする方法を考へていっていいんじゃないか、さう考へていっているわけですが、今までの総理は、事前協議は一応国防会議には相談をする、さういふ御返答があったように思ひますが、必ず国防会議には御相談になる御予定ですか、どうですか、もう一度確かめておきたいと思ひます。

○岸田外相 私は、その事前協議の最後の決定については、事態によつては、国防会議にかけられる場合もありましようが、とにかく、決定する場合においては、閣議に諮つて最後の決定をする、さういふことを申し上げておきます。

○飛田委員 国防会議の中の国防に関する重要な事項ではないでしようか。当然、これは国防会議にお諮りになるべきではないか。まあ、総理のお

なかの中では、国防会議の議員も、閣議の閣僚もダブっているからというお考えがあるかもしれませんが、しかし、当然国防に関する重要な項目として、これをおかけになる責任があらはしないだろうか、さう考えますが……。

○岸田外相 米軍の装備であるとか、あるいは米軍の配置というふうな事項、これが直ちに国防会議にかけなければならぬ、いわゆる国防上の重要な事項と認むべきかどうかということ、私は、その事態によつてきめるべきであつて、ただ抽象的にさうだ、さういふふうに考えることは、適当でなからう、さういふに考えます。

○飛田委員 国防会議のところを見ますと、「国防の基本方針、防衛計画の大綱、前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱、防衛出動の可否、その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」、さういふふうになつております。少なくとも、あな方は、アメリカ軍に日本を守つてもらう義務を負わせた、さう強くおっしゃっているわけですが、もし、アメリカ軍に日本を守つてもらう義務を負わせたとおっしゃるのなら、やはり、これも国防の中の重要な要素になるのではないでしようか。従つて、これが変動し、これが減少する、さういふ現象を現出する場合には、当然国防に關する重要な問題とお考えをいたして差しつかえがないと思ひますが、なぜ、それが一方において日本を防衛する力として高らかにお唱えになりながら、片一方において国防の重要な事項でないとおっしゃるのか。

で、これは具体的に必ずしうなければならぬ事項であります。そして第五号は「その他内閣総理大臣が必要と認める国防に關する重要事項」さういふこととございまして、これは各種の問題について、具体的に内閣総理大臣が重要と認めた事項はかけなければならぬ、重要と認めるかどうかということ、は、各種の具体的な場合において、具体的に検討してきめるべき問題である、さういふに思ひます。

○飛田委員 さらに、この事前協議の問題を、事前にか事後にか、国会におかけになる意思がありますか、さういふこと。

○岸田外相 事前協議の事項を、事前に国会に承認を求めなければならぬとは考へておりません。事後におきまして報告するとか、あるいはその他質問に対して答へるとか、さういふ方法によりまして、差しつかえのない範囲内におきまして国会に明らかにするといふことは考へていくべきであらうと思ひます。

○飛田委員 さういたしますと、国会はこの事前協議には関与できない、さういふことになるわけですか。

○岸田外相 これは政府の責任においてなすべきことだと思ひます。

○飛田委員 日本の防衛といふことについて日本の自衛隊も非常に大きな力を持つ、また、アメリカも非常に大きな力を持つ、さういふわけですから、自衛隊が出動いたしません場合には、国会にその承認を求めなければならぬ、さういふ場合には、事後に報告をして承認を求め、さういふ米軍、あるいは日本に駐留した

しませんでも、日本の施設及び区域を
使ら米軍、これらの行動、あるいはそ
れらの変動、こういう問題について全
然国会がノー・タッチというよりなこ
とが一体許さるべきかどうか、この私
たちは考えて参りますと、先ほど申し
ましたように、世論形成の何らの資料
も提供されない、国会も無関係であ
る、そして、ただ単に岸さんを中心と
した、現段階においては閣僚の方々
だけが参与する、そして、日本の非常
に大きな運命の転換期をもたすかも
しれない、こういうようなことでは、
何か国民は非常に不安にたえないわけ
です。拒否できるかできないかという
議論が非常に強く、この国会でも、ま
た、国会の外でも行なわれておるとい
うことは、すなわち、事前協議という
ものをいかに国民が重大視している
か、そして事前協議をやる場合にも
国民がいかに参与したいと願っている
か、こういうことの強さを物語するも
のだらうと思いますが、国民も知らされ
ない、国会も知らされない。たかだか
あとから事後報告を受ける程度だ。こ
ういうことで国の運命を決定すべき大
きな問題がきめられていくことにつ
いて非常な不安を感じるので、総理
はどうお考えでしょう。

○飛鳥田委員 そういたしますと、事
後に国会に報告をなさる。そうした場
合に、国会はこれに対してほとんど意
思表示の余地がありません。もうす
でに事はほとんど、どんどん進行して、
もう取り戻しのつかないところまで
いつているわけですか。もし、そうだと
すれば、国会でこれに対して反対だ
という決議をしてみたところで、あとか
ら及ばないでしょう。米軍が戦行動
の途中でも、もし、国会が御報告を受
けて反対であるという決議などをする
ようなことがあらば、事前協議を取り
消すのですか。

○飛鳥田委員 そういたしますと、国
会が反対の決議をしたにもかかわら
ず、政府がみずからの責任においてこ
れを許してしまつたのだから、もう取
り戻しはつかない、こういうことにな
りますと、当然政府は総辞職でもなさ
る以外には方法がありません。しか
し、かりに総辞職をなすつたところ
で、一ぺん手えてしまつた承諾とい
うものを取り戻せない以上、この国がそ
れによつて非常に影響を受けていくこ
とはあやまちがないわけですか。そう
いう、この国の運命を完全に左右して
しまうような問題を、ただ内閣の閣僚だ
けにあずけていくというやり方、これ
について、何か工夫をお持ちにならな
いでしょうか。かつて、旧憲法の当時
においては、宣戦布告などという問題
については、国会だけではなしに、他

のチェックする機関があつたはずで
す。重要な問題になればなるほど、で
きるだけ大ぜいの人の目を通す、あ
るいは手を通す、こういうことが民主
家としては当然なはずなのですが、こ
ういふ問題について、総理は制度的に
何か一つの構想をお持ちにならないで
しょうか。ただ、おれを信じていられ
ばよい、こういうことであれば何の
心配も要らないのですが、しかし、私
たちは数世軍ではありませんから、た
だ信ぜよと言われただけでは、信じて
いくわけにはいきません。当然あなた
が、民主政治家であるという責任を自
任なさる以上、それほど大きな権限を
自分の一手に掌握して、政府の責任で
ある、こういふ切られるところに私た
ちはちよつと矛盾を感じるわけです
が、いかがでしょうか。

○飛鳥田委員 私は、今日の日本の内
閣制度というものは、いわゆる政党内
閣であり、議院内閣でございまして、
国民の選挙によつて選ばれ、また、国
会の多数によつて内閣が信任されて、
その内閣ができておる。従つて、もち
ろんこういう重大なものを、どの内閣
でありまして、私の内閣であるとい
うことを問はず、どんな内閣におきま
しても、全政治的責任を持つてやる
べき重要事項でございまして、従つ
て、国民の意向であるとか、あるいは
日本全体の利益、福祉というものは、
頭に十分置いて、これに対する協議に
応ずるわけでございます。今お話し
のように、私は、今の民主政治の機構か
らいうと、内閣の政治的全責任のもと
に、これが行なわれるということが適
当である、かように思っております。

○飛鳥田委員 結局内閣の全責任にお
いておっしゃる、そして国民の意向
に参酌する、こうおっしゃる。だがし
かし、一つの実例をこの安保条約に求
めてみたところで、安保条約反対とい
う国民の声の方が、現実には、世論調
査において明らかに多いわけですか。東
京新聞も、毎日新聞も、読売新聞も、
朝日新聞も、みんなおやになつまし
た。そして、その方々の調査が相当科
学的なものであることも、私たちは否
定し得ません。しかも、日にちに並
べて参りますと、だんだん反対の声の
方が多いのです。しかも、先般黒田先
生もおっしゃつたように、内閣調査室
でも第二回目の調査をなすつたはずで
す。にもかかわらず、発表なさらない
というの、安保反対の声の方が多い
から、閣議でもつてこれを発表するの
をよそ、こういつてとりやめられた
事実さへある。こういう大ぜいの国民
の声、こういうものを、現にあなたは
お聞きになつていないじゃないです
か。にもかかわらず、国民の声をお聞
きになつていないで、それでいて今こ
の問題に入ると、選挙された政治家だ
から、国民の声を参酌して事を行な
う、こうおっしゃるのですが、それ
じゃ支離滅裂ですよ。何とかあなた
の方でも、これは条約とは無関係なん
ですから、国内法を作ればよいのです。
事前協議を行なう場合の特別法を作
ればよいわけですか。そういうような
ことをお考えになる余地はないのか
と、私は伺つておるのです。

○飛鳥田委員 私は、先ほど来お答え
申し上げておるうちに、この問題につ
いては、政府が全責任を持つて決定す
ることが適當である、こういう考えで
ございます。

○飛鳥田委員 もう一度申し上げま
す。事前協議というものは、単に、米
軍の出動をさかどるかということに
対する諾否にとどまりません。この諾
否を行つた後には、必ずその影響が
日本国家全体に現れてくるはずで
す。報復攻撃を受けるというよりなこ
ともあるでしょうし、また、日本が完
全にアメリカの側に、一方的に縛りつ
けられてしまつたという、国際的な地
位を獲得するといふ結果も出るでしょ
うし、また、考えてみれば、いろいろ
な結果が出てきます。そういう影響を
考えますと、これは単に出動に對
する諾否にとどまらず、日本の政治の
方向を決定するかも知れない。これを
チャンスに、右翼的なファシズムが台
頭してこないとも限らない。こう考え
ますと、事前協議は日本の政治を左右
する非常に重要な問題だ、こう言つて
もいいかもしれせん。もしそうだと
すれば、その問題について、ただおれ
を信ぜよとおっしゃるだけでは、ここ
に、民主国家の中に独裁へ通ずる道が
開かれていくのではないか。独裁制に
向かつて道が開かれていくのじゃない
か。岸さん、いろいろ今までもおっ
しゃつておられることを伺いますと、
なかなかつばな、民主的な政治家ら
しゅうございまして、その危険はな
いでしょうけれども、あなたの次の次
の、どなたが出てこられるかわかりま
せん、そういう政治家が、この道を利
用して、独裁への道を暴進していくと
いう可能性があるじゃありませんか。
たとえば、米軍の配備の重大な変更と
いう問題についても、あるいは装備に

ついで重要な変更という問題について、これは秘密であるというので刑事特別法をさらに強化し、あるいはMSA秘密保護法をさらに強化するなという形で、言論弾圧の方向をとられるかもしれない。いろいろな諸点を考えて参りますと、独裁への道が開かれていく、こういう抜け道が、ここにばかり口をあいているのだ、こういうことは、岸さんが、ただおれを信ぜよというだけでは済まない制度的な問題だ。人間の問題じゃない。あの人はいい人、この人は悪い人という人間の問題ではないに、民主国家としての政治の構造の問題だと私は考えないわけにいかないわけですね。そういう点で、私は、この事前協議が非常に秘密に包まれていくものだ、その可能性の強いものであるだけに、そのことをあなたに再度要望せざるを得ないわけですね。その点についてのお考え方はどうでしょう。

○岸国務大臣 もちろん、先ほどお答え申し上げましたように、私がどうだとか、私の内閣がどうだという意味ではございませんで、今日の民主政治、日本の議院内閣の制度から申しまして、政党内閣の本質からいっても、今お話がありますけれども、私は独裁への道が開かれるとは考えておりません。あくまでも主権者たる国民が、選挙権の行使によって、少なくとも、四年に一度は選挙して、そして国民の意思を体して、その代表者として選ばれたところの議員が、それぞれの政党に属しておることは当然でございますが、さらに、その国会において選任されるところの内閣の首班、それが作っておるところの内閣が、全政治的責任を負うというこの制度は、今の民主政治あるいは議会政治の形式として、制度として、そういうものであるから、独裁の道が開けるとお考えになることは間違いであり、また、私個人を信じて下さいということをお願いするわけではございませんで、この制度が、そういう建前であることから考えてみて、時の政府が、全政治的責任をかけてこれを決定すべきものである、かように申しておる次第でございます。

○飛鳥田委員 それでは、もう時間も迫りましたし、仲間の皆さん方にお気の毒ですから、そう長く続けません。道は開かれてない、こうおっしゃたのですが、その一例をあげてみましよう。たとえば、日米の両軍が一緒に行動する場合があるはずで、そういう場合は、否定はなさるまい。もし日米の両軍が共同行動をとり得る場合に、米軍の行動は、おそらく刑事特別法によって極端な秘密に閉ざされるでしょう。ところが、片一方においては、自衛隊法によって、自衛隊の出動、すなわち、防衛出動は国会にかけなければなりません。国会にかけるところが、なぜ自衛隊の出動をしなければならぬのか、あるいは自衛隊の行動は今後どうなるのか、こういうような議論を国会でやろうとしたら、日米共同してやりますから、どうしても米軍の行動に触れざるを得ないわけですね。そうなる参りますと、おそらく時の総理大臣は、あるいは防衛庁長官は、秘密に閣下からお答えはできません、こうおっしゃるに違いありません。もしそうなりますと、米軍の行動の秘密によって、自衛隊の出動の可

否を決定することについてさえ制限が出てくる。こうなりますと、自衛隊法第七十六条の法意は完全に制約をされてしまうという結果にならざるを得ないだろう、こう私は考えます。ここにも、現に法律によらずして法律を制約していく独裁への道が開かれていくじゃありませんか。(「そんなことはない」と呼ぶ者あり)そんなことはない、と推熊さんはおっしゃるのですが、現実には、戦争の現実を考えてごらんない。私の申し上げることがうそでないことがおわかりでしょう。

○岸国務大臣 自衛隊の出動する場合、言うまでもなく、これは安保条約五条の場合で、日本の施政下にある領土が他国から武力攻撃を受けた場合であります。この場合に、祖国を防衛するために出動を命ずる、これについては国会の承認——事前または事後の承認を得なければならぬことは、自衛隊法に規定されておる通りであります。私どもは、要は武力攻撃があった、いわゆる侵略があった場合に自衛隊の防衛出動を命ずるわけでありまして、そういう事実自体に対して、国会と政府とが認識を異にするようなことは、実際問題としては私はあり得ないと思ひます。あり得ないと思ひます。が、理論上、もしもそこに認識が違っておるといふことがあれば、この自衛隊の出動というところについて意見が違ふという場合が起こるわけでありまして、実際問題としては、現実にはわれわれが武力攻撃を受けておるといふ明確なる事実に基づいておることでありまして、私は、そんなことはないと思ひます。しかし、そういう場合に、国会が自衛隊法によって御審議になり、

その自衛隊の出動を認めるか認めないかというところであります、今お話のように、米軍の行動についての秘密がその場合にどうなるかというようなことは、関連のない問題である、国会の御審議がそのために妨げられるということは絶対にない、私はかように思ひます。

○飛鳥田委員 時間がもうきましたから、私はあした続けさせていただきますが、あしたICAの地図を出していただいて、もう一度地図の問題と、さらに、もっとも——日本自衛隊の侵略性を、私は事実を突きつけて伺うつもりでありますから、どうぞ一つ次会に留保させていただきます。

○小澤委員長 次会は明十五日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和三十五年四月十五日印刷

昭和三十五年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局